

令和 3 年12月 8 日

第 4 回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和3年12月8日(水) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	9番	小川 保
10番	古川 幸義	11番	隅岡 美子
12番	渡邊美喜子	13番	尾崎 忠義
14番	志村 忠昭		

1、欠席議員

8番 村井 保夫

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	河田 数明
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

改めまして、お早うございます。

本日も定刻にご参集頂きまして、誠に有難うございます。

村井 保夫 議員、通院のため欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げます。

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、2番 門 秀俊 君・7番 金井 浩三 君を指名致します。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。

初めに、12番 渡邊 美喜子 君。

議員（渡邊 美喜子）

先ほど、マスクしていいかどうか確認、他の議員さんにとらせて頂きました。

その結果、マスクは、ここへ来た時点では構いませんという話を聞いたんで、今、聞いたんですけども、どうなってるんでしょうか。もうするという事でよろしいんですかね。

議長（村井 勉）

マスクはしとって下さい。

議員（渡邊 美喜子）

マスクをするということで。はい、分かりました。そしたら、させて頂きます。失礼致しました。

お早うございます。12番 渡邊 美喜子でございます。

一般質問させて頂きます。

1点目は町指定文化財の保全について、2点目は選択制夫婦別姓制度について、3点目は学習端末、トラブル続発、いじめや中傷についての、以上3点でございます。一問一答方式でございます。

1点目は、町指定文化財の保全です。

全国には各地域に点在する有形文化財があり、その地域の歴史、文化を知り、伝えることであります。

2019年4月に文化財保護法が改正され、文化財の在り方が見直されました。今日まで保存という意味合いが強かった訳でございますが、この改正により保存と活用の2点となりました。

事例として、活用の一つに観光資源で多くの方々が訪れ、その地域の活性化に繋がっている自治体もあります。

先日11月2日、合田邸の保存ということで、屋根の修理の視察に参加させていただきました。以前からイベントなどで見学することもあり、老朽化のため雨漏りの箇所が大変に酷くなっていました。このまま放置していくと、損傷箇所がますます酷くなり、修復が不可能になる。その上、地震等が起きればと思うと大変に心配でありました。中庭に組まれた足場の上から現状を視察。担当者の方からの丁寧な説明に、耐震性も考慮した工事に少し安心を致しました。

コロナウイルスの影響により、国の観光需要の回復資源に該当し、有効活用する上で合田邸保存への屋根の修理予算額は2,400万円となっておりますし、こういった機会にしなければならないのかなということを改めて思いました。

それでは、質問に入ります。

1点目でございますが、今後の合田邸を含めた他の町文化財の保存、活用することについての町の考えをお伺いします。

教育課長（竹田 光芳）

お早うございます。

渡邊議員の今後の合田邸を含めた他の町文化財の保存、活用することについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の指定文化財は国指定文化財が2件、県指定文化財8件、合田邸を含めた町指定文化財44件の計54件の指定文化財があります。原則として、文化財は所有者が維持管理していくものです。そのために、行政として補助や助言、指導を行っております。

本町における文化財の保全に関してですが、国及び県指定の文化財で、例えば道隆寺が所有している星曼陀羅のように所有権が個人等に有するものについては、県教育委員会等の協力を得ながら、保護、保全の指導を行っております。

また、国指定である史跡、天霧城跡に関しては、管理団体である2市1町天霧城跡保存会が危険箇所に注意喚起の看板設置やロープ設置等を行うことで安全確保を図るとともに草刈りや枝打ち等の現地の保全業務を行っております。

県指定の史跡、盛土山古墳に関しましては、本町が年3回の草刈りを行い、墳丘部分が見学しやすい状況を作っております。

そのほか、南鴨念仏踊やヤットセイ踊り等の無形文化財に関しましては、管理団体である南鴨念仏踊保存会やヤットセイ保存会へ補助を行い、保存会の皆様が技術の継承や道具の管理などを実施しています。

そのほかの指定文化財に関しても、文化財担当者が年間を通して巡視しております。

さらには、県の文化財巡視員、町の文化財保護協会委員などから情報を収集し、限られた予算の中ですが修繕等を行い、文化財の保護に対応しております。活用に関してですが、史跡、天霧城跡や盛土山古墳には案内看板を設置しております。

また、盛土山古墳については、白方小学校の校外学習や、わんぱく寺子屋の歴史教育などを実施しております。特に今年度は県立ミュージアムが実施していた特別展、多度津ものがたりの関連イベントにおいて、一般の方を対象にした現地見学会を行いました。

また、書籍や絵画等については、県立ミュージアムが所有しているものや管理の寄託を受けているものは県立ミュージアムの企画展等で活用されており、町資料館が所有、管理の寄託を受けているものは、資料館において企画展等で活用させて頂いております。

一例として、県の文化振興課の協力の下、来年度の県民ノートにおいて、南鴨念仏踊を紹介してもらっております。加えまして、平成28年度には本町の文化財マップを作成し、平成29年度より町内外に配布し、町民や本町に来られた方へ文化財を紹介するとともに文化財保護についてのご理解とご協力をお願いしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁頂きました。

それでは、関連がありますので、次の質問をさせていただきます。

2点目ですが、新聞には安全確保、有効活用と書いてありましたが、具体的にはどのように町がこれから関わっていくのか、お伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の合田邸にどのように町が関わっていくのかのご質問に答弁をさせていただきます。

合田邸につきましては、令和2年2月に所有者より伝統的文化的価値の保存及び活用並びに町の地方創生のために活用して頂きたいとの申出があり、本町にご寄附を頂いたもので、現在は町有施設となっております。安全確保につきましては、施設管理者として合田邸を利用される方々はもちろんのこと、近隣住民の方々に危険が及ばないよう施設の現状を調査し、緊急性のある箇所から順次改修工事を実施しております。昨年度には、ブロック塀及び南離棟の撤去を行っており、今年度におきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、議員にも見て頂いた主屋棟と大広間棟の屋根修理工事を実施しております。

なお、合田邸は、町指定有形文化財であるとともに日本遺産、荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～の構成文化財の一つでもありますので、その価値が損なわれないような修理方法を専門家と協議しながら、工法を決定しております。

次に、有効活用につきましては、施設管理者として安全に活用出来ると判断した部分から順次、合田邸ファンクラブをはじめとする民間団体や地元自治会の皆様など多くの方々にご利用頂きたいと考えておりますので、昨年度より地元自治会や民間団体の方などを委員とした合田邸の保全、活用に向けた検討委員会を開催しております。現在、各棟の特徴に合った保全方法及び活用方法について検討を重ねており、今年度中に検討委員会に取りまとめられた今後の保全と活用に関する方向性にに基づき、中・長期的な計画を作成する予定でございます。

今後、本町と致しましては、合田邸の文化的価値が損なわれることのないよう、また安心してご利用頂けるよう、適切な施設の維持管理を継続をし安全確保に努めるとともに議員の皆様をはじめとした町内外の方々のご意見を頂きながら、また町の財政状況を鑑みながら、歴史、伝統文化を生かしたまちづくりのための拠点施設となるよう、引き続き、より具体的な活用と保全方法の研究を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁頂きました。合田邸だけではなく、他の文化財についてもお聞き出来ればなとは思ってたんですけども。

そこで、今後、多度津町、先ほど竹田課長からの54か所というお話があった訳でございますが、私の方で調べた結果が55か所ということになっております。改めてまたお聞き出来ればなという風に思いますので、お願いします。

それから、文化財の保存環境が本当にどことも厳しくなってるのは現実でございます。合田邸は屋根の修理ということで、本当に今しなければならないものは早くしなければならないという風に、私は保存のためにもそういう風に考えております。

そこで、保存環境が厳しい中ではございますが、文化財を保護するためには文化財の公開、そして活用、これを積極的に行うと。地域各地で点在に50何か所ある訳でございますが、そういう意味も含めまして、やはり公開する、活用すると。それを積極的にやっていくべきだという風に思っております。活用サイクルということをお願いしたいと思いますが、その参画の方法を高めていくということで、これ、私なりに考えた方策でございます。参考になればという風に思っております。

例えば、地域が文化財を身近に感じることの大切さ。案外身近にあるにも関わらず感じられないというのか、身近に思われないというような状況がどことも、これは多度津町だけじゃなくて、全国そういう風になってると聞いております。そこで、知る、学ぶこと、関わり、体験する。そうした上で、文化財に愛着を持ち、地域に愛着を持ち、そして地域が誇るべき財産であるということ、身近から感じるということ、私は次の点につきまして質問したいと思いますが、再質問でございます。

そういうことで、実は全学校、小学校、中学校、そして多高があります。高校も含めてでございますが、ふるさと学習とか、今、校外学習とか言われましたけど、ぜひと

も実施して頂ければという風に思っております。以前はボランティアで草抜きに来られて、そしてお話を聞くということもあった訳でございますが、コロナ禍の以前からこういうことがなぜか薄くなっている。実施されてないんじゃないかなという風に思っています。

それから、盛土山古墳でございますが、わんぱく寺子屋で見学して、子供たちも本当に付近、これ何やろかなってというのがよく分かったような気が致しますし、よくここはどこにございますか、この古墳はどこでしょうかというような、見学に来られた方も私の方に聞く訳でございますが、でもそういう広がりがすごく大切かなという風に思っております。

今後、小・中学校、高校含めたふるさと学習はどのように考えておられるのでしょうか。その点、お聞き致します。

教育長（三木 信行）

お早うございます。

渡邊議員の再質問にお答えを致します。

多度津町内の高等学校は置いておきまして、小学校、中学校につきまして、これまでも多度津町等の教育委員会が作った資料に基づいて、ふるさとについての学習はしてまいりました。確かに議員さんのご指摘のとおり、この感染症が始まってから外に出てってということは少なくなったかも知れません。白方小学校は、かつて林求馬邸、近いので訪問したりもしておりました。決して行けないからといって、それをしていない訳ではありませんで、そういったことは粛々としています。

例えば、今年度、県立ミュージアムと連携をした多度津ものがたりの、そういう一連の活動の中で、多度津について多度津中学校2年生全員に対して、県立ミュージアムの学芸員の方がおいでて、多度津の歴史についてしっかりと講座を行いました。私もその現場を見られなかったんですけど、全ての子供の感想も読ませて頂いたんですけど、非常に楽しい感想がたくさんありました。多度津って本当にこんなにすごいってというようなことで。クイズ形式で行ったようで、非常に興味関心もあったようです。私の友達に今、合田さんという方がいるとか、それは子孫なのかなとか、そんな面白い感想もあったり、非常に多度津町に色んな興味関心を持っている子供たちもいます。また、誇りを持っている子供たちも育ってると思います。今あるものをしっかりと活用しながら、多度津というか郷土愛とか、今、生まれ育ったものを大切にしていこうというものを子供たちの中へ教育をしてまいりたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ぜひとも、少しずつでも構いませんので、範囲を広げるなり、色んな部分で文化財という、多度津町にはこういう文化財があるということ、子供心にも知ることがすごく大切。それがふるさとを愛すると、そういう分に繋がるのかなという風に思ってお

ります。ぜひともお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

それから、先ほど林求馬邸のお話が出ました。月1回公開日ということで、実は電話が掛かってきまして、この林求馬邸に見学で行った方らしいんですけども、私の方に電話が掛かりまして、少し廊下が砂ぼこりで汚れてるという、本当にこの一言ではつと気がついた訳でございますが、私たちも地域の老人会、また、えがおの会で3か月に1回ほど草刈り等もしてる訳でございますが、中も見学されてる方に、砂が上がってるとかそういうの、外にありますので無理もない、古い建物ですので無理もないとは思いますが、そこで私たち何名か、人数は少ない、大体10名ほどですね。多度津地区の方が有難いことに7名。そして、白方地区の方が3名ということで、コロナ禍のこともありますので、この程度でいいのかなと今は思っております。そして、公開日前にお掃除しまして気持ちよく。やはりそういうことがおもてなしの気持ちだと思っておりますので、強制的じゃなくボランティアは強制的じゃなく自然に集まったということで、10名程度なんですけども、コロナが収束しましたら徐々に1名、2名と関心を持って頂きまして、増えていければなという風に思っております。

そこで、再質問でございます。再々質問になりますかね。

文化財予算につきましては、これは元年なんですけども町全体の文化財保護費として571万円ですか、毎年約600万円程度だという風に把握しております。確かに町の財政も厳しい中ではありますが、この補助金、大変に維持管理をする上では助かっております、実際に。でも、今後、保全するという意味もありまして、見直す部分も出て来てるのかなという風に思っております。

それから、財源はどうするんだという話も聞く訳でございますが、ある方から、確かに庁舎を建て、交流センターも建て、多度津町、大変なのは分かる。それだったら、ふるさと納税の方の一部でもいいから、今の補助金にプラスアルファと、そのアルファが大事でございますが、修理とか絶対に直さなければ、もう一つ悪くなるとか修復が無理だっていう分に関しましては、本当にプラスアルファで出して頂ければなという風に思っております。また、聞いております。

そして、環境整備につきまして、教育課、それから建設課、多度津文化財保存会ですかね、と相談しまして、そして無駄を省いて、保全環境整備の観点からも考えて頂ければという風に思っております。管理されてる方からの話を聞くのが一番直接に感じるものがあるのかなという風に思っておりますので、そういった部分も含めてお願いしたいと思います。

それから、今回のコロナ禍の部分で、多言語観光看板ですかね。それから、デジタル観光マップ作成事業とか、そして公式のホームページリニューアル事業という部分で、観光というのか、そういう部分に関しまして3点、これ、補正予算ということでついておりますが、また後の部分は委員会でお話しさせてもらおうと思うんですけど、1点、デジタル観光マップ作成事業180万円につきまして、具体的にどういう内容

なのか説明して頂ければと思います。再質問でございます。よろしくお願い致します。

政策観光課長（河田 数明）

お早うございます。

ただ今の渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

デジタル観光マップ、済みません、今、記憶の中で話しますので少し間違ってる点があるかもしれませんが、当課の方で観光に関する2種類、実施しようとしております。1つが、スマホを使って、来られた方にデジタル的に多度津の観光を、場所とか、例えばどういうものがあるかっていう紹介する、これはスマホ上でする観光マップっていうのを1つ作成しようとしております。それともう一つが、済みません、名前が今浮かんでこないんですが、多度津駅の方にデジタルサイネージで観光案内を行うというものを作成しようとしております。済みません、名前を詳しく今覚えておりませんので、どちらかがどちらっていうのは、はっきり言えませんが2つの事業をやろうとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。有難うございます。一般質問に取り上げ、項目の中に入れたかったんですけども、一般質問を書いた後に資料を頂きましたので、その中から質問させて頂きました。有難うございます。こういうことは本当に大事ななという風に思っております。

それでは、2点目の質問に移ります。

2点目は、選択制夫婦別姓の問題であります。

今回の12月議会において、選択制夫婦別姓の意見書、請願書が提出される予定でしたが間に合わず、3月議会になる予定でとお聞きしております。

夫婦同姓、夫婦別姓も選べる選択制夫婦別姓制度の導入で、国においても国会においても議論中でありまして、夫婦同姓を義務づけているのは日本のみであります。

夫婦別姓制度について、賛成が71.1%、反対が25.6%、どちらとも言えないが3.3%であります。そして30歳から39歳における賛成の割合は84.4%。毎年、賛成の率が高くなって来ているという状況であります。結婚により名字を変えることは、本人の同一性が確認出来なくなり、職業や生活上不利益を被ることに至ったケースもあるということを知っておりますし、また平均初婚年齢が30歳前後でありますので、現在においても婚姻前に個人名で信用、実績、資産を築く人も増えて来っておりますので、改姓によりこれまでの築き上げたキャリアに分断を生じる例や法的根拠のない旧姓の使用で不利益や混乱を生じることも多く、それを避けるため結婚を諦めるというケースも実際出ているという風に聞いております。

国連女性差別撤廃委員会において、女姓が婚前の姓を保持出来るよう夫婦別姓制度を

認めることは個人の尊厳や平等を保障するものであります。夫婦別姓制度の実現を強く求めとなっております。

それでは、質問に入ります。

本町の選択制夫婦別姓制度について、考えを伺います。

住民環境課長（石井 克典）

渡邊議員の選択制夫婦別姓制度についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、我が国においては、民法により結婚に際して男性または女性のいずれか一方が必ず姓を改める必要がございます。そして、現実においては女性が姓を改める事例が圧倒的多数であります。このことは、婚姻後の女性にとっての職業生活上または日常生活上の不便や不利益などの様々な支障が問題視されております。渡邊議員ご指摘の国連女性差別撤廃委員会からの夫婦別姓の導入など結婚後も旧姓を使い続けられるような法改正の勧告も度々なされており、国内外から夫婦別姓を求める声が一定数存在致します。その一方、家族の一体感の喪失などの理由による反対意見も一定数あるものと認識をしております。

これらの意見は官民各団体が実施するアンケート結果に反映されており、内閣府が平成29年度に実施した家族の構成に関する世論調査の結果において、結婚前の名字を名乗ることが出来るように法律を改めても構わないと答えた方の割合が全体で42.5%あった一方、夫婦は必ず同じ名字を名乗るべきであり、法律を改める必要はないと答えた方が全体の29.3%でございました。

当該問題は度々裁判の争点にもなっており、直近では本年6月23日の最高裁判所大法廷において夫婦同姓が憲法に違反するものではないとの判断が下されている一方、この種の制度の在り方は国会で論ぜられ判断されるべき事柄と判示されております。

次に、当該問題に対する国の動向でございますが、法務省におきましては法制審議会の答申を経て、平成8年及び平成22年に民法と戸籍法の改正法案を準備したようですが、いずれも国会に提出するには至りませんでした。また、直近では昨年12月に閣議決定されました第5次男女共同参画基本計画の中で国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断を踏まえ、さらなる検討を進めると明記されております。

これらを踏まえて、当該問題につきましては、引き続き国の動向を注視するしかございませんが、本町の人権や女性活躍推進の施策に取り組む立場と致しまして、姓の変更により生きづらさを感じる女性が存在することを常に留意し、本町において可能な人権及び女性活躍に向けた取組を検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁頂きました。今、課長の答弁、私も結論は出ないっていうのも当初から分かっておりましたので、こういう答弁になるんじゃないかなという風には正直思ってお

りました。

そこで、このたびの選択的夫婦別姓制度の実現を目指して香川県内で活躍している仲間が集まり、選択的夫婦別姓実現を目指す香川の会ということを立ち上げております。代表の方は、弁護士であります佐藤氏でございます。昨年11月18日、三豊市議会におきまして、選択的夫婦別姓につきまして導入を求める意見書を出すことを求める陳情を行ったそうです。同年12月21日は、この陳情が三豊市議会において賛成多数で採択され、県内初となるということで今回、同議会から国へ提出されました。大変に賛成多数で採択されたということに、本当に前向きに議会運営がされているのかなということも含めまして敬意を表したいと思われました。

そこで、まだ国の考えが決まってない、施策が決まってない中ではございますが、町長にお伺い致します。

この選択的夫婦別姓については、どのように考えておられるのか。町長個人としての答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

ただ今の渡邊議員のご質問にお答えをしてみたいと思いますが、この選択的夫婦別姓の問題につきましては、国の方で、国会の方でまず議論を今もしておるところですので、その動向を踏まえてのことになると思います。

私、個人的な観点から申し上げますと、それは個人の自由ですので、夫婦がお互いに話し合っただけのもの、これは基本的人権の尊重という国の法律、憲法の中におきましてもそういうことを謳っておりますので、それが私個人の考えとしてはそうですけれども立場的なことから考えますと国の動向を注視してということに、そういう答えになると思っております。どうかご理解を頂きたいと思っております。有難うございます。

議員（渡邊 美喜子）

突然な再質問で失礼致しましたが、町長の答弁の中に夫婦で話し合うということと言われたので、そういう部分も本当に平等という、人権を保障するという部分では一致するのかなという風に思っております。国の動向も大変考えていく。でも、国としても、このことに関して、この制度に対して賛成する割合が年々増えてきているという現実もありますので、すぐに決まる訳ではないとは思いますが、そういった部分も3月になれば、きっと多度津町にも意見書、また請願書になるか分かりませんが、持ってこられる方がおいでるかなという風に思っております。この12月議会では、他の17市町村の中で、三豊市はもう出来ましたので、他の部分も含めて間に合っただけで、提出されたという自治体もございますので、そういった分も含めて検討して頂ければという風に思っております。

それでは、3点目の質問にさせていただきます。

3点目は、学習端末トラブル続発、いじめや中傷についてであります。

国のGIGAスクール構想に基づき、全国の小・中学校に配備された1人1台の学習用端末について、全国74の自治体のうち14の自治体がアプリによる誹謗中傷などトラブルが続発していると新聞社の全国調査で分かったとあり、文部科学省は端末の活用に際して、情報モラル教育の充実を呼びかけたと掲載されていました。

また昨年11月、東京では小学6年生の女子児童がいじめを訴える遺書を残し、自殺の中傷内容を書き込まれたとされています。

学習用端末で起きた主なトラブルは、これは人権の方から一応お聞きして、人権の勉強会に参加させて頂きましたので掲載させて頂きます。実際、こういうことが起きているということでございますので、その1点目でございますが、許可なく撮影した友人の写真をおかしく見せる目的で複数人が共有。これは中学校で発生致しました。2点目でございますが、プログラミングアプリで中傷する言葉を書き込み。これは小学校でございます。3点目、フィルタリングを解除してわいせつ動画を見たということで、これは驚いてるんですけども小学校でございます。4点目、友人にパスワードを無断で使い不正にアクセス。これも小学校でございます。5点目、授業中、相手の嫌がることをイラストなどを送信。これも小学校でございます。など起きています。教育現場での適切な管理、運用が求められると必要性を強く感じておりますので、それについての質問でございますが、1点目、本町における教育現場での適切な管理、運用はどのようにしていますか。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の本町における教育現場での適切な管理、運用はどのようになっているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、GIGAスクール構想以前から小・中学校にタブレット端末を一部整備をし、活用をしてまいりました。その際から、MDMと呼ばれる端末管理システムを活用し、意図しないアプリケーションのインストール制限やタブレット端末の設定変更を禁止する等を行ったり、フィルタリングソフトでウェブサイトへのアクセス制御を行ったりといった対策を講じています。また、1人1台端末が整備されてからは、児童・生徒、教職員に個別のIDとパスワードを付与し、成り済まし行為や不正アクセス防止のための運用を進めているところです。

コロナ禍等でタブレット端末を持ち帰り活用することが想定されるため、活用における注意事項などをまとめた学習用タブレット端末等の貸与と家庭活用ガイドラインを策定しております。

GIGAスクール構想により、個別最適化された学習が実現をし、児童・生徒の学習意欲や学力の向上が期待されますが、情報発信による他人や社会への影響、ネットワーク上のルールやマナーについて理解を深めていくことが大切です。これらにつきましては、総合的な学習や特別活動等の時間において情報モラル教育を行ったり、事案が発生した場合には個別に指導等を迅速丁寧に行ったりすることで、トラブル等の防

止に努めているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。

そこで、今質問の中で、小学校がほとんどということで、5つの中で中学校が1点、そしてあとは小学校ということになってる訳でございますが、今現在、多度津町ではこういう部分に関して発生しているのか、また発生したという実際あるのか、そういう部分につきましてお伺い致します。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

町内の小・中学校の端末によるトラブルについてですが、現段階で学校が付与したものについて、そういう問題が起こってるということは起こっておりません。近々にも小・中学校の方と連絡を取ったんですが、そういう事案は起こっておりません。ただ、中学校で授業中に色んな意見を書き込む時に、やや不適切なものがあって指導をしたり、途中で音楽が鳴ってしまって、それを指導したというような事案はあったようです。

今後もそういうことがないように、十分指導を続けていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁有難うございました。

今後どうか教育現場での適切な管理、また適用ということで、今後も充実したそういう現場での指導が常に必要かなという風に思っておりますので、その点よろしくお願いしたいと思います。

そんな中で、これは1冊の冊子になっておりますが、誹謗中傷、人権侵害ということで、部落解放同盟香川県連合会の方から勉強会に頂いた書類でございます。これを読みますと子供だけじゃなくって大人の方、皆さんもよくご存じの方もこの中にある訳でございますが、例えば木村さん中傷っていう部分で、この方も自分の身をあまりにも中傷されて、これは女子プロレスラーの木村 花さんですかね。当時22歳ということで、あまりにも書き込みが酷くて、そして自殺されました。そういうことで、お母さんの方から今賠償ということで、しっかりと訴えてる訳でございますが、そういう部分も含めて、この書類全部見ましたら、たくさんの被害等が出ておりますので、どうかそういう分も含めて考えて頂ければという風に思います。

それでは、最後の質問です。

教育現場での今後の課題を伺います。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の教育現場での今後の課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今後の課題として捉えられているのは、持ち帰っての活用を始めるに当たっての適切な管理運用方法だと考えています。現在は原則学校内で使用していることから、教職員の目がかなり行き届いています。しかしながら、持ち帰るとなると校外や家庭内など教職員や保護者の目が届かない場面が増えるため、不適切な使用からトラブル等が発生することが予想されます。ウェブサイトのアクセス制限やタブレット端末の機能制限等をどの程度にするか、保護者にどのように理解、協力をしてもらうかといったことが課題になります。

また、教職員がＩＣＴを活用した効果的な授業づくりに取り組みながら、トラブル防止のためのタブレット端末や周辺機器、アプリケーションの使用方法等を確認をしていくことは、多忙な教職員の業務量をさらに増やしてしまうこととなります。これらの負担軽減を図るためにも専門的な知識、技術を有する職員等の確保が課題となっています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。確かに各自で家庭へ持って帰る。それを管理するということは本当に並大抵なことではありませんし、今、先生方も色んな部分で頑張っておられるのはよく分かります。そんな中で、今、教育長が言われました専門的な知識云々ということで、そういう方も必要、絶対に必要になってくると、そのように思っておりますので、その点、申し訳ありませんが、町長のお考えをお伺い致します。

専門的な教師の採用というのか任用というのか、そういうのも含めてお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員のご質問にお答えをしてみたいです。

今、私が感じて、思っているのは、今の社会は過渡期にある。デジタル化、またＩＣＴ化、そして教育面で申し上げますとＧＩＧＡスクール構想の大きな過渡期にあると思っています。そういう過渡期の中で、色んな事案が起こって来ますので、それを今の教職員はじめ、そういう方々で対応出来ないのであれば、当然ながら専門職の人に頼むということも選択のうちの一つではないかと考えております。ただ、今それを、じゃあそういう人を雇おうとか、そういう考えがあるわけではありません。今は、先ほど申しましたように過渡期でありますので、そういう中で、これからどうすれば子供たちにこのデジタル化が馴染んでいくのか、また私どももそれが理解をしていけるのか、そういうことを考えることが、まずは大事だと思っております。

答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

そうですね。こうこうだから採用しなければいけないとか、そういう思いで質問した訳ではございませんが、その時の状況判断とか、教育長さん、それから先生、教師

の方にもお話を聞く中で、子供たちのためにどうすればいいかということで結論を出して頂ければという風に思っております。

時間が、もう質問が終わる訳でございますが、12番 渡邊 美喜子、どうか今後とも一般質問、しっかりと頑張っていきたいと思っておりますので、答弁と皆さんよろしくお願い致します。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって12番 渡邊 美喜子 議員の質問は終わります。

次に、5番 中野 一郎 君。

議員（中野 一郎）

お早うございます。5番 中野 一郎でございます。よろしくお願い致します。

次の3点について質問致します。

まず1番目がコロナ禍の副町長及び管理職の役割について、2つ目が外国語指導助手、これはALTと言いますが、ALTの課題について、3番目が地域活性化を目指したソーシャルメディアの活用について、以上3点について質問申し上げます。

まず、1番目のコロナ禍の副町長及び管理職の役割についてということで、まず管理職の役割について伺います。

コロナ禍に役場の職員の仕事は増えているでしょうか、減っているでしょうか。部署にもよると思いますが、物すごく増えている部署と変わらない部署、減っている部署に分かれると思います。

そこで、管理職の役割を少し考えてみたいと思います。職員のモチベーションを上げ下げするのは決して職員個人の問題だけではなく、組織にも問題があります。組織のリーダー、町長、副町長、教育長、課長の一言、働きかけが職員のモチベーションに大きく作用します。不平ばかり言っているといじめが発生します。上司から部下へのいじめは連鎖して、いじめられた職員は家に帰って妻や夫をいじめ、妻や夫は子供をいじめ、子供は猫をいじめ、猫はネズミをいじめ、ネズミは最初にいじめた人の家の服をかじるというような私の考えた負の連鎖にもなります。もちろん職員が私生活で課題を抱え、モチベーションを下げている場合もあります。そんな時、相談に乗るのも管理職の役割です。勤務状況が不規則になっていないか、仕事に集中出来ず事故やミスが増えていないかなど職員の変化に気づいたら、何か困っていることはないかと声を掛けてみてはどうでしょう。

現状は、コロナ禍で思うようにコミュニケーションが取れていない、コミュニケーションの機会は減少し、会議やミーティングも短時間で行わなくてはならず、イベントや飲み会も開けないのが現状ではないでしょうか。もっとも、短時間で会議やミーティングの目的を達成出来るよう、あらかじめ目的を共有する、目的に沿った資料を整える、事前に資料を読み込んでおく。こうすれば、これまでの冗長的な会議を無駄なく効率的にすることが出来ます。しかし、新人については集合研修が不足して仲間づ

くりも出来ず、職場に相談相手もいないのではないのでしょうか。孤立してしまわないよう、最大限の配慮が必要だと思います。

コロナ禍において、管理者に対して課長会等でどのような考えでどのような指示を出しているか、まず町長にお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の管理職の役割についてのご質問に答弁をさせていただきます。

日頃から課長会などで管理職は業務管理と人事管理を行うことが仕事であるため、業務がスムーズに遂行出来るように普段からコミュニケーションを取り、情報共有を行うことの重要性やそれぞれの職員の考え方や思いをよく聞いて、それぞれの職員に応じた適切な指導助言を行い、人材育成に努めるようにと話をしております。

また、組織として、それぞれの担当業務の必要性や重要性を認識して、職員全員が必要な存在であることを伝えることや業務を遂行する中で、状況や職員の性格に応じて叱咤激励を行い、普段と様子の違う職員がいないか精神状態や健康面に気を配り、全員が話しやすい雰囲気を作ることが職員のモチベーションを保つ上で重要であり、管理職の役割であると考えております。

私自身も、時間のある時には、普段接することの少ない若手職員と個人面談を行い、今悩んでいることや困っていることを聞くなど、出来るだけ多くの職員とコミュニケーションを取るようにしております。このことは、消防職員、幼稚園職員、それから健康センターの職員とか、全ての職員と今までは2年に1回くらい個人面談をさせて頂いて、そして悩みや、また今どんなことを考えてるのか、どういう風なことを思いながら仕事をやっているのか、そういう個人的なことも含めて、1対1で時間を取って頂いて職員と話しております。そういう中で、普段気づかなかったこともたくさん聞かされました。悩みとか職員間での軋轢とか、そういうことも色々と聞きましたので、その都度解決をしてまいっております。これからもこのような個人の面談は続けていこうと考えております。

また、現在も集合研修や歓送迎会等が出来ない状況であるため、職場で孤立する人が出ないように新規採用職員や人事異動で新たに配属された職員には特に積極的にコミュニケーションを取るようにして、職員の様子が普段と違ったら声を掛けて、管理職として相談に乗ってあげられるような環境づくり、雰囲気づくりを行うように、これまで以上に課長会等で指示を出すようにしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

次に、副町長の役割について、お伺いします。

多くの町民から副町長はどんな仕事をしているのか、どんな役割があるのか、副町長の位置づけ、権限などよく分からないということを聞きます。そこで、規則等で副町

長の職務権限を確認し、私たち議員も再認しておく必要がある思い、質問することになりました。

副町長は地方自治法第167条第1項に副市町村長は地方公共団体の長を補佐し、長の命を受け、政策及び企画をつかさどり、補助機関である職員の担当する事務を監督する。また、同条第2項に市町村長の権限に属する事務のうち委任を受けたものについて、その事務を執行すると規定されています。内閣総理大臣の諮問機関である地方制度審査会の答申を受け、平成18年に地方自治法の改正が行われ、助役の権限の強化、明確化を目的として助役を廃して副市長村長が設置されました。

事務決裁規程によると副町長の専決事項は、町民の陳情及び要望の聴取及びその処理、情報セキュリティインシデントの処理や職員の勤務状況に関する事項、県外出張命令及び復命の受理や課長級職員の休暇の承認。財務に関する事項は、条件付寄附や1件30万円を超え130万円以内の支出負担行為、契約行為のことでありますが、定められています。地方自治法の改正により、町長に代わって業務の検討や政策の企画立案、町長の判断が不要な議案もしくは町長の委任を受けた事案について、決定や処理を行うことも出来ます。

副町長は、町長のお考えを共に推進する役目ですが、町長も間違ふことがあり、その間違いを修正、助言することが必要であると思います。コロナ禍の各課長からの相談、問題解決に対して、どのように判断して、どのように町長に助言しているのか、副町長のお考えをお伺いします。

副町長（秋山 俊次）

お早うございます。

中野議員の副町長の役割のご質問について答弁させていただきます。

副町長としての役割につきましては、議員のご質問にもございますように地方自治法の規定に基づき、町長を補佐し、町長の命を受け政策及び企画をつかさどり、職員の担任する事務を監督するとともに町長の権限に属する事務の一部について委任を受けて執行することなどとされております。

これらの職務の遂行に当たりましては、町民の皆様のニーズや社会情勢の変化を踏まえた町政運営が行えるよう情報収集に努め、組織全体や各課が効率的かつ円滑に業務を実施出来るよう監督するとともに町長から指示のあった政策や事案について検討し、各課長などからの相談に応じて問題解決に向けて協議、調整を行っていくことなどであると考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済情勢が大きく変動する中で、町長に的確なご判断を頂けるよう、町長への協議、報告を密にするとともに必要に応じて、これまでの行政経験を踏まえて助言を行ってまいりたいと考えております。

私自身、力不足で至らない点があると存じますが、誠心誠意職務に取り組んでまいり

ますので、ご理解頂きますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

この質問の最後にベクトルの話をさせてもらいます。

職員個々の方向性というかベクトルが、このようにばらばらの方向を向いていると組織というのは、まとまりのないものになります。成果が上がりません。また、職員一人一人の力がこのように反対の方向を向き引っ張り合いをしていると効果はゼロです。職員のベクトルは同じ方向に向いていると効果が2倍にも3倍にもなると思います。

今、町長、副町長より、温かく誠意ある答弁を頂きました。有難うございます。常日頃、今、答弁頂いたようなことを考えて頂いているんだと思いますが、いま一度、再認識頂いて、ご努力頂きますようお願い致します。有難うございました。

次に、2番目の質問の外国語指導助手、ALTの課題について質問します。

新しい学習指導要領では、外国語科等における目標として外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による言語活動を通してコミュニケーションを図る資質、能力を育成することが掲げられています。また、平成28年度の中央教育審議会の答申では、外国語科の指導体制の改善の中で、児童・生徒が外国語指導助手、ALTなどの人材とのコミュニケーションを通じて標準的な英語音声に接し、正確な発音を習得すること及び英語で情報や自分の考えを述べるとともに相手の発話を聞いて理解するための機会が日常的に確保されることが重要であるとして、外国語でのコミュニケーション能力を伸ばす上で、児童・生徒が生きた外国語に触れる機会を積極的に活用すべきとしています。

一方、町長は施政方針の多様な交流の促進の中で、小・中学校の現場で国際交流につきましては、引き続き外国語指導助手、日本人英語指導員の協力を得ながら外国語に親しむ環境づくりの促進を図るとともに小学校においては今年度から外国語が教科化されたことから、今年度、これは実質上は昨年度ですから令和2年度と同様に、中学校の英語教員も加わりながら外国語活動を推進してまいりますと述べられている訳なんです。しかし実際は令和2年度末、昨年度末で中学校英語指導教員の小学校への派遣は終了しています。現在も行われていません。また、外国語指導助手は、人材派遣事業費により予算として年間約1,000万円ほどが計上されています。

そこで、多度津町における外国語教育の課題について、次の3点について伺います。

まず1つ目として、多くの担任が英語の授業をすることに自信を持っていないのではないかとことです。

現在、小学校教員のほとんどは、大学教職課程で英語の指導法を学んでいません。文科省は省令を改正し、2019年度から小学校教員の免許取得を目指す学生に英語の指導法に関する科目の単位取得を義務づけています。また、これまで実施学年が限られ、

授業時間数も少なかったため、英語の授業をする機会が少なく、経験豊富な教員も少ない状況にありました。今後、授業時間の増加に伴う経験の蓄積や指導法を大学で学んだ教員の増加が予想されます。これによる課題の解消には、まだまだ時間がかかると思います。このため、早期から英語が得意な教員が多くのクラスを担当出来るようにし、より専門的で魅力的な授業を行っていくことが求められると思います。この点についての改善案をお伺いしたいと思います。

教育長（三木 信行）

中野議員のより専門的で魅力的な授業を行っていくための改善案についてのご質問に答弁をさせていただきます。

小学校における英語の指導につきましては、現在、多度津小学校においては、中・高英語の免許を有する教員がセンター教員として3から6年生の全ての外国語の授業を担当しており、A L Tと連携をしながら子供にとって魅力的で、資質、能力の向上に繋がる授業に取り組んでいます。他の3小学校でも英語の免許を有する教員が一部のクラスの授業を担当したり、学級担任がA L Tの力を借りながら工夫した外国語の授業に取り組んだりしています。

次年度は、県教育委員会の施策により専科指導の時間が拡充されることとなり、今以上に専科教員や英語の免許を有する教員による指導が進むものと考えられます。また、各校で行われる現職教育等で外国語の指導方法について研修を深め、全ての教員の英語の指導力を高めていくことで、より自信を持って授業をすることに繋がっていくものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

次に、外国語指導助手、A L Tと効果的なチームティーチング、これはT Tと言うんですが、担任が少ないのではないかとということで、外国語指導助手、A L Tは指導助手であり、単独で授業を行うことが出来ません。よって、担任とのチームティーチング、T Tで授業を進める必要があります。しかし、小学校には英語が苦手な教員が多いため、外国語指導助手、A L Tとコミュニケーションを図りながら授業を進めていくのが現状では難しいのではないのでしょうか。担任が授業全体をマネジメントし、児童の様子を見ながら外国語指導助手、A L Tを意図的に活用していくことで児童にとってより良い活動や学習となるため、効果的なチームティーチング、T Tが出来るように研修を行う必要があると考えます。この点について、改善案をお伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員のA L Tとの効果的なチームティーチングに向けた研修を行うための改善案についてのご質問に答弁をさせていただきます。

このことにつきましても、各校で外国語の授業づくりについて意図的に現職教育の研

究内容に位置づけ、多くの教員が指導力を高めていけるように取組を重ねていくことが大切です。それとともに実践的な授業研究をする中でA L Tも研修に加わり、効果的な指導方法を開発していくことも考えられます。このような取組によって、個々の教員の外国語の授業力向上が図れると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に3つ目の質問で、授業以外の場面で外国語指導助手、A L Tが効果的に活用されていないのではないかということで、現状として外国語指導助手、A L Tのほとんどの業務は授業で占められており、配置計画の時間を超えてチームティーチング、T Tの指導を行っている学校もあります。しかし、無理に授業を多くしてしまうと、それだけ準備や打合せの時間が必要になり、結果的に忙しく、効率的な活用が出来なくなってしまいます。外国語指導助手、A L Tの授業を無理に増やすのではなく、授業以外で子供と一緒に活動してもらい、授業で身につけた表現を使って真のコミュニケーションを図るアウトプットの機会を増やすことが求められています。この点についての改善案をお伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員の授業以外の場面でのA L Tの効果的な活用についてのご質問に答弁をさせていただきます。

これまでも給食の時間や休み時間、行事等の際にA L Tと関わり、アウトプットの機会が設けられてきました。しかしながら、本町の小学校で勤務しているA L T 2名は民間会社からの派遣であり、非常勤講師のような勤務形態となっており、多くを求めることは難しいと考えられます。そこで、現在行ってる授業の中で、アウトプットの機会を増やすことが効果的であると考えます。その際、新たに打合せの時間を取るのではなく、これまでも実施をしてきた時間の中で子供たちがコミュニケーションを楽しみながら積極的に英語を活用することが出来るよう、授業展開の工夫をしていくことが大切と考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。

今、NHKの朝のドラマでカムカムエブリバディが放送されています。戦前、戦後と、こんな前から英語のラジオ放送があって、みんな馴染む機会があったんだなと思いました。今日は、主役の安子が、M a y I h e l p y o uから始まって、外国人と初めて会話をするっていう場面でした。子供は学校に行き、このドラマを見ることが出来ないと思います。私は毎日楽しみに見えています。朝ドラを見ている人は認知症にならないそうです。これは本にも出ています。朝ドラを見る人は認知症にならないという本があります。これは今の質問とは関係ないかも知れませんが。

新しい外国語教育は、今、始まったばかりです。多くの不安や迷いや課題がいっぱいあると思います。そういう中で、子供が主体となり、深い学びによるより良い外国語授業を目指して、今後も進めて頂きますようよろしくお願い致します。有難うございました。

次に、3つ目の質問に入ります。

地域活性化を目指したソーシャルメディアの活用についてということです。

時代の流れによって情報発信の手段は多様化しており、今では誰もが手軽に情報発信をすることが出来ます。そんな情報発信のツールとして多く用いられているのがソーシャルメディアです。多くの日本人は、ソーシャルメディアとSNSは同じものと考える人が多いのですが、実際は全く異なります。

ソーシャルメディアとは、インターネット上で発信された文字などの情報をそのソーシャルメディア利用者へ伝えることにより、その発信された情報について双方向のやり取りが出来るというものです。基本的には無料サービスで、双方向性があり、情報伝達がホームページより早い。このような利点がある反面、使い方を誤り印象を悪くする、さらには発信された情報により多方面に迷惑を掛けることもあります。代表的なものとしては、ヤフー知恵袋や口コミサイトの食べログ、そして日本ではSNSとして利用の多いツイッターやフェイスブックなどがあります。このようなブログや動画共有サービスなどをひっくるめてソーシャルメディアと言います。

しかし、使い方は運用の問題であり、情報伝達の面では優れた手段であると言えます。つまり、情報発信はアイデア1つで多くの可能性があります。その中でソーシャルメディアを利用していない方や利用出来ない方も多数います。このような方々への配慮も重要であり、従来のテレビ、ラジオ、広告、チラシを一層活用することが考えられます。

一方、行政に関する情報発信は自治体ホームページ上での発信、メールマガジン、広報の電子配信など様々な方法が利用されていると思います。また、町長や職員も個人的にソーシャルワークネットワーキングサービスなど様々なウェブメディアを利用されている方も多いと思います。汎用性の高い動画投稿サイトのユーチューブやインスタグラムでは、話題となる投稿は世界中で数百万の閲覧があり、それらをきっかけに本物を見に来るという例もあるようです。もちろん、ただ景色を映して観光客が来るといった単純なものではなく、色々なアイデアがあって初めてそういう効果も起きる訳です。そういう楽しい話題となるような動画やアイデアを広く募集するといったことも必要ではないでしょうか。ソーシャルメディアとは異なるかも知れませんが、ある議会では無料の動画配信サービスと職員が電器店で購入した数万円の機材で議会中継を行っているそうです。中にはツイッター等ではたくさんのフォロワーが集まる人気の自治体のアカウントがある一方、発信の内容が批判をされ、いわゆる炎上といったことで自治体が厳しい批判を受けるようなこともあるようです。

そこで、町として情報発信について、ソーシャルメディアの活用をどのように考えているか、次の6点についてお伺いします。

まず1番目ですが、多度津町におけるソーシャルメディアの位置づけと運用は、行政として何に基づいて行われているかお伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員の多度津町におけるソーシャルメディアの位置づけと運用は行政として何に基づいて行われているかのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、多くの方がツイッターやフェイスブック等を利用しており、ソーシャルメディアは社会的にも大きな影響力を持っています。ソーシャルメディアは、迅速な情報発信が可能であることに加え、利用者による情報の拡散が見込まれることやコストが低く抑えられることなどから、現在のコロナ禍においてその重要性が増していると思われれます。

本町におきましても町民の皆様へ情報を発信するとともに町民の皆様と行政を結ぶ重要な手段としてソーシャルメディアを有効に活用すべく、ツイッターやフェイスブック、ユーチューブといったSNSに公式アカウントを設けております。それらの利用に当たっては、発信する情報、セキュリティ上の注意点等、職員の遵守事項を令和3年3月に多度津町ソーシャルメディアサービス運用規定として定め、全職員に周知し、この規定に基づき運用を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に2つ目の質問ですが、伝えたい情報とその目的、対象などに応じて各種サービスの特性、役割分担をどのように整理して運用しているかお伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員の伝えたい情報とその目的、対象などに応じて各種サービスの特性、役割分担等をどのように整理して運用しているかのご質問に答弁をさせていただきます。

SNSにおける掲載情報につきましては、原則本町ホームページに掲載する情報に準じることとし、その他住民ニーズの高い情報や周知する必要のある情報について発信することとしております。情報の種類に応じたSNSの運用ルールについて明確なものはありませんが、各種イベントや事業、防災や防犯に関する情報や緊急情報の発信は、利用者が多いフェイスブックや緊急性のある情報をリアルタイムで流すことの出来るツールであるツイッターを利用しております。本町の魅力等のPRにつきましては、動画により体験を共有することができ、拡散されやすいユーチューブを利用することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に3つ目の質問ですけれども各種のソーシャルメディアを通じた発信について、実

際に投稿を行う際の庁内でのプロセスはどのようなになっているかお伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員の各種ソーシャルメディアを通じた発信について、実際に投稿を行う際の庁内でのプロセスはどのようなになっているかのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、多度津町ソーシャルメディアサービス運用規定のほか、多度津町公式SNS運用方針を定め、利用上の注意事項を本町ホームページに掲載しております。情報を発信する際には、各所属において職員複数の目で内容の確認を行い、所属長の決裁を得た上で発信するプロセスとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次、4つ目の質問ですが、ソーシャルメディアに投稿する際の留意事項や禁止事項を定めた統一ルールはありますか、お伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員のソーシャルメディアに投稿する際の留意事項や禁止事項を定めた統一ルールはありますかのご質問に答弁をさせていただきます。

先に答弁申し上げました多度津町ソーシャルメディアサービス運用規定や多度津町公式SNS運用方針にて、発信してはいけない情報や運用面での注意事項を規定し、リスクの回避を図っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次、5つ目の質問で、職員等が個人でSNSなどに投稿する際のガイドラインの策定や研修を通じた注意事項等の共有は行っていますか、お伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員の職員等が個人でSNS等に投稿する際のガイドラインの策定や研修を通じた注意事項等の共有は行っているかのご質問に答弁をさせていただきます。

個人で行うSNS等への投稿は、職員等の私生活に関わるものですのでガイドラインなどは策定しておりませんが、本町におきましては綱紀の肅正通知により、勤務時間外といえどもその言動が公務員としての信用に大きな影響を与えることを再認識し、常に自覚して行動することを全職員に対し周知徹底しております。

また、新規採用職員を対象とした入庁時の研修において、町長公室にて作成しております職員ハンドブックを活用し、地方公務員法に規定された職員の義務、規律を遵守するよう指導しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

この質問の最後の質問になりますが、これまで複数の色んなソーシャルメディアを実際に運用してきた中で、今の課題をどのように認識しているか。また、今後もこの

ソーシャルメディアの活用をさらに進めていく、その可能性についてどのように考えているかお伺いします。

政策観光課長（河田 数明）

中野議員のソーシャルメディアの課題及びその可能性についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問の趣旨からは少し外れるかも知れませんが、当課からは議員ご質問の題目にあります地域活性化を目的としたソーシャルメディアの活用について、所管事業の状況などを紹介させて頂き、答弁をさせていただきます。

現在、地域活性化を目的としたソーシャルメディアの活用につきましては、主にタウンプロモーション事業の推進組織である多度津町まねきねこ課が取り組んでおり、町は事務局としてその活動を後方支援している状況でございます。本町のタウンプロモーション事業では、町内外の20から40歳代の皆様をメインターゲットとして設定しておりますので、まねきねこ課ではこのターゲット層の人々が多く利用しているソーシャルメディアでもあるユーチューブ、フェイスブック、インスタグラム、ツイッターを活用した情報発信が行われております。一例をご紹介しますと、まねきねこ課が地元ケーブルテレビ局と共に作成している多度津クエストをケーブルテレビだけではなくユーチューブでも視聴出来るようにすることにより、本町を紹介する番組が人々の目に触れる機会の増加が図られております。

また、議員もおっしゃられておりますチラシや冊子など従来メディアでの情報発信につきましてもソーシャルメディアだけでは遡求出来ない方々に向けて行われており、これら情報発信の中には、まねきねこ課メンバーのアイデアや知恵が生かされていると考えているところでございます。

特に地域活性化を目的としたソーシャルメディアの活用につきましては、動画や記事の内容が共感を生んだり、話題性があるかどうかで反響の有無を左右致します。ただ、議員ご指摘のように両刃の剣のような面もございますので、町と致しましてはタウンプロモーションの担い手育成事業として実施しております情報発信に係るセミナーや実践機会の創出に繋がる取組を継続する中で、まねきねこ課メンバーなどのソーシャルメディア活動に関するスキルアップを図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

町長公室長（山内 剛）

中野議員のこれまで複数のソーシャルメディアを実際に運用してきた中で課題をどう認識しているか、また今後もソーシャルメディアの活用をさらに進めていくことについて、その可能性をどのように考えているかのご質問に答弁をさせていただきます。

ソーシャルメディアの運用に係る課題と致しましては、その利点を最大限に生かせるよう情報発信の頻度と鮮度を高めることや閲覧数向上のための周知啓発に努めることであると認識しております。今年度、本町公式ホームページをリニューアルすること

としており、記事作成の際、各種SNSと連携する機能の搭載を検討しております。また、高度化、多様化する閲覧者へのニーズへの対応や誰もが利用しやすくなるように利便性の向上を図り、本町が利用するソーシャルメディアの代表格であるホームページが充実したものとなるよう構築してまいります。

なお、今後の可能性につきましては、新たなSNSの出現や既存のものの機能追加がされる中、スマホの普及やデジタル化の進展により、SNSは人々の生活にさらに身近なものになっていくと思われます。

本町と致しましては、各種SNSの情報発信ツールとしての利便性の向上のため、これまで以上に調査や情報収集を行い、有益なものにつきましては導入の可能性などについて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございました。まだコロナは終わった訳じゃないんですけど、この後の地域の活性化のためには、ソーシャルワークの活用が不可欠であります。今、町長公室長の答弁でもございました、これまで以上に調査や情報収集を行っていくところの件のところでも、これは他の市町村の成功事例等も活用してっていう意味だと思うんですけども、そういうようなのを参考にしながら、戦略を立てて、より良いソーシャルネットワークに繋げていって頂きますようお願い致します。

以上で、私の質問は終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって5番 中野 一郎 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩致します。再開を11時としたいと思いますので、よろしくお願い致します。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時0分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。

次に、10番 古川 幸義 君。

議員（古川 幸義）

質問に入る前に、お願いがございます。答弁中、エアコンの音が今のとおり非常にうるさくて再質問とか質問の内容が聞き取りにくいという点がございましたら、エアコンの方、スイッチを若干小さくするかスイッチを切られるとかということ要望していきたいと思います。

議長（村井 勉）

エアコンは切ります。

議員（古川 幸義）

また、マスク、眼鏡が非常に曇りまして発言しにくいというところがありましたら、改めて議長にお願いすることになりますので、よろしくお願いしたいと思います。注文の多い議員で、大変申し訳ありません。町民のためにしっかり注文をさせて頂きたいと思いますので、よろしくお願い致します。

それでは、質問に入らせて頂きます。10番 古川 幸義でございます。

通告順により次の質問を致しますので、関連する各課についての答弁をよろしくお願い致します。

前回質問を致しました現在の財政状況において老朽施設の改修、修繕は可能かについて、再度内容を変えまして質問致します。

1点目、現在の財政状況において老朽施設の改修、修繕は可能か、パート2でございます。

1点目、今後、老朽施設の補修、改修を必要と迫られる傾向が2040年にピークを迎えます。町として財政状況を鑑みて、今後の公共施設の在り方、運営はどうするのかを質問させていただきます。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員の今後の公共施設の在り方、運営の方法についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では高度経済成長期以降、多くの公共施設や道路、橋梁、上下水道などのインフラ施設等を整備をし、行政サービスの提供及び住民生活の基盤整備等に取り組んでまいりましたが、現在これらの公共施設等が更新時期を迎えつつあり、補修及び建て替えの必要性に迫られております。また、少子・高齢化社会の進展、社会経済情勢が変化していく中、多様化する住民ニーズに対応し、住民満足度の高い行政サービスを提供していくことが求められております。

本町と致しましても公共施設等の老朽化は非常に大きな課題であると認識しておりますが、町の施設には様々な歴史的な背景や経緯、地域性等があり、公共施設の在り方や運営等につきまして施設の価値を一概に定量的な数字で表すことや今後の詳細な方針を出すことは非常に困難であると考えております。まずは各施設の所管課におきまして、住民ニーズを集約することから始め、財政状況等を総合的に判断をし、具体的な実施計画を立案していくことが重要であると考えております。限られた財源の中、公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画を基に、財政状況や人口動態、各施設の利用状況を踏まえ、中・長期的な視点を持ち、施設の更新、統廃合、長寿命化など適正な対策を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして、再質問をさせていただきます。

令和2年度の将来負担額は216億3,100万円であり、令和3年度より白方小学校改築事業に係る起債の元金償還が開始され、元金償還はさらに増加し、10億円前後であります。令和4年度以降も緊急避難道路整備事業に係る起債の元金償還が開始。新庁舎建設に係る起債の元金償還が開始される令和9年度には、元利償還金の想定額はどれほどでしょうか。起債状況が深刻な状況であると思われます。今後の公共施設の改善や改修、財政的に困難であると推測致します。よって、公共施設への従来在り方を改定し、複合化した利用や統廃合は免れない事態となりますが、いかがでしょうか。前回質問しました体育館、温水プール、町民会館の吊天井の具体的な方針もお伺いしておりません。併せて答弁をお願い致します。

総務課長（泉 知典）

ただ今の古川議員の再質問にお答え致します。

古川議員ご質問の将来負担額のご質問ですが、本年9月の総務教育常任委員会におきまして、令和2年度の財政健全化法に係る4指標の公表についてということで、ある程度のお示しはさせていただきました。その時点では令和7年度でございますが、現在、2年度、9億8,500万円余りの元利償還金がございますが、令和7年度までには令和3年度に白方小学校改築の償還が始まり、その後に令和4年より救助工作車等、令和5年には緊急避難路等の償還が始まります。そこまでの数値までしか出してはおらないんですが、これまでは若干何千万円かの増減を繰り返しながら、令和7年度においては10億1,600万円ほどとお示しをさせて頂いております。その後に、古川議員おっしゃいました令和9年度より新庁舎の償還が始まる訳ですが、その時には恐らくそれより何千万円か高い元利償還が始まることだろうと思います。詳しくは計算しておりませんが、それにおきましても、毎年、通常5.5億円程度の経費が必要やと考えておりますが、徐々に、それをずっと続けていけば、元利償還の方も下がっていくと考えております。

いずれにせよ財政状況は厳しい状況ではございますが、そういう風な先のことも考えながら、適正な管理、運営、執行に向けて進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

古川議員の再質問にお答え致します。

9月議会の際にスポーツセンター、体育館、温水プール、町民会館の吊天井についてのご質問を頂きました。ご質問を受けて議会終了後、建設会社等々と吊天井の点検等についてご相談をさせて頂きました。その結果なんですが、現状の建物で既存不適格という建物になりますので、結果としては点検をしても大丈夫という判断は出来ないということでした。ですので、教育委員会と致しましては、吊天井を直すための費用がどれぐらいかかるのか、設計するのにどれぐらいの費用が必要なのかということ

を、現在、調査の方をさせて頂いているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問で、複合化した利用とか統廃合についてお聞きしましたが、これは私が再質問しましたが、現在ではなかなか色んなことを鑑みて画策していく時期でありまして、答えは頂けないという形で結構でございます。

また、教育課長の吊天井については、早急に安全性を考えて、今後の方針の方として取り組んでいって頂きたいと思います。

それでは、次の質問に入らせて頂きます。

2点目は、補修改築を計画する上で、5年後、10年後、加速度的に進化する社会的ニーズを検討し、計画に反映する必要性とはについて質問致します。

総務課長（泉 知典）

古川議員の社会的ニーズを計画に反映する必要があるかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほどの町長の答弁で申し上げましたが、今後の社会的ニーズは変化していくことと想定されます。公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画につきましても今後の本町における人口の変化、財政状況、住民ニーズ及び社会環境の変化により、必要に応じ柔軟に見直しを行い、中・長期的な維持更新費用の縮減や財政負担の平準化を図り、将来にわたり適切な住民サービスの水準の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして再質問させていただきます。

2030年に迎える労働力の減少、少子・高齢化、都心集中、地方過疎化の問題に向けて、各自治体はデジタル化を進めていく必要があります。ICT、IoTやAI、RPAの導入は広がり、またその導入が難しい地方自治体でもSaaSサービスの一部導入が可能かと思われます。

しかしながら、中讃広域圏域では中讃広域事務組合が事務処理を担い、広域圏内でいわゆるコネクテッド、総合的な連結をさらに構築していく必要があり、もしくは外注依頼の方法もございます。2030年の時代に流れに沿っていけるように、今後、本町でも十分に検討されていると思われますが、いかがでしょうか。

町長公室長（山内 剛）

古川議員の再質問に答弁させていただきます。

これからの行政のデジタル化につきましては、国の動向や全国自治体の動向を注視しながら、中讃広域とも協力しながら検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではございませんが、ただ今、町長公室長がおっしゃったように、まだ具体化は出来てないという状態であるということは十分納得出来ます。ただし、今日、こういう記事が出ておりました。行政のシーラカンズ化を防ごう。これは、シーラカンズという動物は魚類でありまして、原始の時代で進化しないで、化石も残るように現在進化をしていない動物のことをシーラカンズと言います。人口減少、少子・高齢化社会で、厳しい地方財政を背景に職員数が増えないこととか、自治体の役割は複雑化、多様化して、業務も質、量ともに増大しております。この矛盾をどうすれば解消出来るかっていうことが、ＩＣＴ技術の活用や新たな工夫で業務効率化を住民サービスの向上の一体的な実現を図る取組として事例を挙げられております。

自治体の業務の効率化が求められる背景としては、地方自治体における業務の標準化・効率化に関する研究会が平成27年にまとめた報告書によりますと人口減少、少子・高齢化、厳しい地方財政などの状況下において、住民に身近な行政主体として自治体の役割は多様化し、増大していきます。その上で、地方自治体に求められる役割を持続可能な形で今後も果たしていくためには、様々な業務効率化が必要になっていると。

本町におきましても、やはり昭和のレトロな感じのする町で、この町並みを保存していくことが大変に重要なことであります。しかしながら、その業務形態自身がデジタル化をしないでアナログ化というところでは、ますます若い人たちが都会へ流出されて多度津町にとどまらないと、なおさら高齢化率に拍車をかけていくと、このようにならないように希望しまして、この質問を終わらせて頂きます。

それでは、次の質問に入らせて頂きます。

2点目は、定住自立圏の形成に関する協定について。

定住自立圏形成協定に基づく取組として、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化を大枠として分類され、それぞれを細分化し取組を行われております。その中の取組事項について質問致します。

1点目は、文化芸術、スポーツ等を通じた交流の促進について。

圏域内で文化芸術、スポーツ施設等の広域的な活用、交流や共用等、今後の在り方について、今後の計画についてお伺い致します。

教育課長（竹田 光芳）

古川議員の定住自立圏域内の文化芸術、スポーツ施設等の広域的な活用、交流や共用等、今後の在り方や今後の計画についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、定住自立圏においては、圏域内スポーツ施設において、カマタマーレ讃岐、香川オリーブガイナーズ、香川ファイブアローズなど地域密着型スポーツの試合を圏域内住民が無料で入場出来るホームタウンデーを実施し、各市町の観光PRを行うなど圏域内外の交流人口の増進を図っております。また、有名選手を招聘してのスポーツ

教室も開催しております。今後も同様の取組を進めてまいります予定です。

スポーツ施設の広域的な活用及び共用についての取組につきましては、圏域内の体育施設の使用料について町民優先の規則を廃止し、圏域内での施設利用の促進を図ることも検討されております。しかしながら、本町の場合、温水プール以外は町内団体の使用で飽和状態であり、他市町からの増加には対応出来ないことから、この取組については温水プールを除き、対応出来ておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして再質問させていただきます。

一例としまして、2市3町は市民・町民会館などの建て替えの時期が迫っている時期と言えます。今後、単独で建て替え計画となると財政的な支出が各市町では増大するため、今後の方針について検討されていると推察致しますが、後は広域圏内で連携し、共有、共用という方策が望ましいと思いますが、いかがでしょうか。

また、共用、共有となれば、規模も大きく時代に適合した最新の施設も可能ですが、広域圏内19万人の都市としての規模があるゆえに大きな催物も可能であり、将来を考えるのであれば検討の余地はあるのではないのでしょうか。提案でもあるし、再質問でもありますので、お願いします。

町長（丸尾 幸雄）

古川 幸義 議員のご質問にお答えをさせていただきますけども、今、定住自立圏域の中で、様々な、それぞれのまちの悩みとかそれから色々困っていること、そういうのを定住自立圏域内で解決していこうという試みが常にされております。今は多度津町と丸亀市の間で消防指令本部の共有がされております。それと丸亀市と善通寺市の間でも同じような協定がされております。これは、今、2市1町の間での消防指令の統合という風に言われておりますけども、これは丸亀と多度津、丸亀と善通寺との間の提携です。これが中讃定住自立圏域の中での締結の仕方でありまして、そういう中におきまして、例えば大きな体育館とか、それから市民会館とか、そういうものを建てるときに、それぞれのまちまちで独立しております。予算もそれぞれのまちまちで独立して運用しておりますので、そういう中でそれぞれのまちの住民のニーズにお応えすることが必要であり、そういう中で今、丸亀市が市民会館の建設を行います。旧の丸亀市役所に市民会館を建てることになっておりますけども、その中で、その前に定住自立圏域の中で1つの大きな市民会館的なもの、それを今の丸亀市の中心のところじゃなくて2市3町の間あたりに造ったらどうかということも、それぞれの首長の中で検討を致しました。結論と致しましては、丸亀市民のことを考える、丸亀市民のニーズにお応えするという事で、今の場所になった訳です。そういう意味で、色々出来ること、また検討していかなければいけないこと、これはなかなか難しいんじゃないかということ、様々なことがありますので、それをこれからも定住自立圏域の

中で各首長さんと話し合っていかなければいけないと思ってます。

先ほど申しました消防指令の統合につきましては、これはデジタル化をするということで、消防指令がデジタル化をするということで、多度津町でも6億円ぐらいのお金が掛かる。そういう中で、多度津町としては善通寺と合併をするという話が出来ておりました。私が町長に就任させて頂いてからは、それでは住民サービスが低下をするので、それでは駄目だということで丸亀市と話をし、そして善通寺市とも話をしました。その中で、今の形態が取られた訳でありますので、そういう中で、それぞれの町、市の中で懸案事項がありましたら、それをお互いにより良いように持っていくのが定住自立圏域の中での生き方というんですか、そういうやり方だと思っております。ご理解頂きたいと思います。

議員（古川 幸義）

再質問ではございませんが、先ほど町長がご答弁された話です。丸亀市民会館の建て替えについて、跡地について、市民の間からは今の場所でいいとか、そういう意見が大変出ております。私も多度津町は2万2,000人台で、その面積も23キロ平米と非常に小さな町でございます。善通寺市にしても琴平町にしても、町の財政的な色々な事情がございます。しかし、これから若い人たちが都市へどんどん流出していく中で高齢化が進んでいくと。このままでは、多度津町は済まされないぞと。将来に向けてもっと希望があって、若い人たちがこの町に残るんだと。また、高齢者の皆さん方もデジタル化を通じて、これは受け付けられないっていうんじゃないくて、高齢化のためにデジタル化を進めて、例えば自動運転とかそういうものがございしますが、町並みが狭くて自動運転が不可能というのであれば道幅を広げたり、こういう風なビジョンを持って進めていくべきだと思っております。

また、先ほど申しました19万広域圏内というその強さも、色々な市町が固まって合同で参画していくんだという規模を持って頂きたいと思います。以前、劇団四季が多度津町にも来られた時がございました。劇団四季というのは、劇団が空中のワイヤーを使ったり、大きな舞台の特殊装置を使うために市民会館や会館として大きなスペースと高さが必要になります。今回の丸亀市民会館は、その規模がどうやら果たせないという話もお伺いしました。ですから、中讃広域圏内として生き残っていく、これからやっていくという点であれば、そこら辺をこれから再考して頂きたいなという、これは希望でございます。

続きまして、次の質問に入らせて頂きます。

幹線道路整備での、まち同士の連携強化について。

これまで推進した計画、進捗状況、今後の取組について、また、どうあるべきかを具体的にご答弁お願い致します。

建設課長（三谷 勝則）

古川議員の幹線道路整備での、まち同士の連携強化についてのご質問に答弁をさせ

て頂きます。

瀬戸内中讃定住自立圏の形成協定に基づき推進する結びつきやネットワークの強化の取組事項の一つである幹線道路整備でのまち同士の連携強化につきましては、平成29年3月策定の第2次瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョンからの新規取組事業として追加されたもので、圏域内の市町が連携し、各自治体間を接続する幹線道路とそれを補完する生活道を効率的に整備し、強固な道路ネットワークの構築による各自治体単位では実現出来ない住民サービスの充実を図ろうとするものです。

これまでの取組においては、圏域内の道路整備状況の調査、連携が可能な事業の検討、事業の計画実施に向けた圏域全体の道路整備箇所図の作成を行っております。

また、令和4年度からの第3次につきましては、取組事業を広域的な道路整備の促進と維持管理とし、各自治体の連携による有益な事業効果のある県営の道路整備事業に対して要望活動を行うことで事業促進を図ろうとすることや各市町間を接続する市町道の維持補修事業についても相互連携による整備を行い、圏域内の人、もの等の流れに努め、道路利用者の安全・安心の確保を図ることとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして再質問させていただきます。

圏域内で人の移動やものが移動する場合、その地域が当然循環しながら活性化することになります。移動する場合に必要なのは、当然のことながら繋がる道路の交通の流れが当然必要となります。いわゆる東西だけではなく南北の地域を結ぶバイパス道路が必要となります。最新版である平成27年香川県交通センサスの中讃圏域内の交通量を見ますと、浜街道での交通量と国道11号線を通行する車が圧倒的に多く、その間の南北の道路をアクセスしているのが良く分かります。しかしながら、道路幅が狭く、交通の流れの悪さを数値が物語っております。この問題を解決し、圏域内を活性化することは、町にとっても、隣接する市町にとっても、とても重要であると思います。今まで、この道路の重要性を議会の場で訴えてきましたが、町道だからとか、市道であるという答弁でございましたが、この捉え方は圏域を重要視することと相反すると思います。いかがでしょうか。

建設課長（三谷 勝則）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

古川議員のご質問にもありましたように、今現在、多度津町、丸亀、善通寺市で、言われている部分は堀江丸亀線ではないかとは思いますが、それについても今回この定住自立圏内の協議会の中で、丸亀市、善通寺市と、そういった道路の連携については課題として取り組む事業の一つとして取り上げておりますので、今後も引き続きその部分については協議を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

それでは、次の質問に入らせて頂きます。

南海トラフ地震等大型災害時、災害ごみの集積場所、処理方法など広域での連携、協力が必要と思われますが、どのような計画をされているのでしょうか、ご答弁お願い致します。

住民環境課長（石井 克典）

古川議員の定住自立圏域の形成に関する協定についてのご質問のうち、南海トラフ地震時等大型災害時、災害ごみの集積場所、処理方法など広域での連携、協力が必要と思われるが、どのような計画をされているのかについて答弁をさせていただきます。

ご質問の大規模災害時における災害廃棄物処理計画でございますが、平成26年6月3日に閣議決定された国土強靱化計画において、自治体による災害廃棄物処理計画策定の推進が政府の目標と定められていることから、平成28年3月に香川県災害廃棄物処理計画が策定されました。これに基づき、圏内の全市町が災害廃棄物処理計画を作成することとなり、瀬戸内中讃定住自立圏を形成する同市町で設立している中讃広域行政事務組合が本町を含む2市3町の一般廃棄物の処理施設を運営していることから、平成29年度に中讃広域行政事務組合が国の補助金を活用して大規模災害時における災害廃棄物処理計画を策定致しました。当計画は、中讃広域事務組合を形成する2市3町が各市町の災害廃棄物処理計画と位置づけ、今後発生が予想される大規模災害時の廃棄物処理の基本計画としております。また、この災害廃棄物処理計画の策定については、平成30年6月11日の建設産業民生常任委員会その他報告として報告をさせていただきましたが、南海トラフの最大クラスを想定した震災、中央構造線地震、洪水、土砂災害の4種類の災害別に災害廃棄物の発生量などを推計し、廃棄物の処理体制をまとめたものとなっております。

ご質問の本町における南海トラフ地震に伴う災害廃棄物の発生量と致しましては、22万7,753トンと推計されており、1次仮置場の必要面積は6.93ヘクタールとなっております。このような大規模な災害が発生すると多量の災害廃棄物が排出されることが想定されますが、これらを保管する場所として災害の規模に応じて町有地などの中から1次仮置場を選定することになります。1次仮置場では、木材、コンクリートがら、金属くず、危険物、家電製品などに分類し、直接処分場に排出出来るものは処分場に、リサイクルが可能なものは専門業者に引渡し処理を行います。分別が出来ない混合廃棄物につきましては、必要に応じて2次仮置場を設けて、仮設の処理施設により、可燃物、不燃物、金属くずなどに分別し、極力再生資源として活用したいと考えております。

仮置場については、町有地の他にも県有地である金倉川浄化センターの一部の用地を災害廃棄物の処理のための仮置場として利用出来るよう県と協議をし、使用に関する協定書を平成31年4月1日に締結を致しております。

また、県内で大規模な災害が発生した場合などにおいて、被災した市町が独自で十分な応急処置等が出来ない場合に、市町相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県内の市町と県が相互に連携協力することを目的として、平成23年11月22日に災害時の相互応援に関する協定書を締結をしております。

さらに、災害廃棄物を迅速に処理するため、令和元年度より毎年県が作成した市町災害廃棄物処理マニュアル、こちらはひな形になりますが、こちらを活用し、県内全ての市町職員が参加をして、災害廃棄物広域処理訓練を行っております。この訓練により、市町災害廃棄物処理行動マニュアルのひな形を適宜見直し、県、市町及び関係団体と連携強化を図り、災害廃棄物の処理対応能力の向上に繋げるため、県内一斉に取り組んでいるところでございます。また、香川県産業廃棄物協会と災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分に関して、必要な要因、車両及び資機材等を調達し、可能な限り災害廃棄物の処理などが出来ることを目的とした災害廃棄物処理に関する協定の締結に向け、準備を行っているところでございます。最後になりましたが、今後も引き続き大規模な災害に備え、災害廃棄物処理が迅速に実施出来るように災害被災地における災害廃棄物の処理事例などを研究し、近隣市町との連携、協力体制を整えてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今、答弁されましたことについて再質問させていただきます。

最初に、災害ごみのことについて私申し上げようと思ったんですが、その辺が抜けてまして、災害ごみについて述べさせていただきます。

災害は、直前までそこにあった暮らしや仕事、夢を一瞬にして破壊してしまう脅威です。無残に壊された日常を前に、ただ啞然としてはられません。被災者は一刻も早く敷地内に散乱した家財や流れ込んできた泥を運び出し、生活空間を確保する必要性があります。災害廃棄物の特徴は、被災地域のありとあらゆるものがごったになった混合ごみが突如大量に発生するということです。ごみは、災害の危機的な状況が去った途端に猛烈な勢いで排出され始め、周辺の道路は仮置場に向かう車であちこち大渋滞が起きます。公園や駐車場、道路脇や畑や水田などにも既に高く積み上げられていき、じきに満杯に。そしてごみの量は時間とともに悪臭や害虫の発生、火災などの原因となって被災者に新たな問題を突きつけてきます。

そこで、先ほどの答弁でございました、金倉川流域ということをご答弁されましたが、南海トラフの地震の場合は、恐らく海岸地帯で埋立てをされました広域道路の浜街道を使用しながら搬入という形になりますが、大型災害時の場合は液状化というものがあまして、これは道路の使用が、そこへ持っていけるかどうかということが疑問に思えます。また、津波による被災がある場合は、もちろんこれは使用でき得ることではございません。また、そのほかに先ほど申しました住民と隣接した場合に

は、悪臭による放置が出来ないという風な場合がございますので、そこら辺を時間がまだございますので、ご答弁願いたいと思います。

住民環境課長（石井 克典）

古川議員の再質問に答弁をさせて頂きたいと思います。

古川議員ご指摘のように、災害廃棄物に関しましては大半が混合ごみという風に理解をしております。中でも南海トラフの地震に関しましては、津波による被害、また、ごみの量というものが大変多量に発生するという風に予想されております。丸亀市、多度津町におきましては、この定住自立圏内でもかなり多くのごみが想定されておまして、琴平町、まんのう町、善通寺市、そちらの災害ごみの10倍近くのごみが、多度津町、丸亀市には発生するのではないかという風に想定をされております。そういった中で、議員のご指摘にもございましたように、処理をするのに複数年掛かる状況も想定しなくてはなりません。そういった中で、民家の近くにおいては、におい等、そういうものも考慮をしなければいけないという風に考えておりますので、出来れば埋立地付近、そこが、被災状況にもよりますが、活用出来る範囲で活用をしてまいりたい。ただ、災害の状況を見ながら、新たにその場所を探すというのはなかなか難しい部分もございますので、ある程度、平常時からそういった場所についての選定、また、この圏域においての連携協議等も進めて、平常時に出来る限りの計画を作っておかなければならないかなという風に考えております。

以上、答弁とさせて頂きます。

議員（古川 幸義）

再質問ではございませんが、昔、副町長にお伺いしたことがございます。クラウンフーズで売却の折、旧多度津山のサッカー場、あれを売却する時に町の保有する面積が非常に不足しますが、今後どのようにご検討されますかっていう質問をした時に、今の答弁と同じように金倉川流域の県営の土地で一時保管されるということを述べられましたが、その時に災害によっては色んな特徴がございまして、津波とか液状化に対しては使用が出来ませんので、またお願いしますということで質問は終わりましたが、今回質問したことについては、災害ごみ、道路交通網のことにしまして、また老朽化した公営施設をどうするかということ、共通することは、これはひとえに危機管理にあると思います。2030年ということは、あと9年ございますが、これは完全に加速度的にデジタル化が進みまして、デジタル化が成功しないところは置いてきぼりになるようなことになろうかと思っております。また、災害に対しては、いつ来るかは分かりませんが、これは何年とは言えないことであり、その時に計画が出来ていなければ対応は出来ないということになります。極めて重要な危機管理であると思いますので、今後さらに町としてはこの危機管理についての問題を解決して頂きたいと思っております。

これで10番 古川 幸義の質問を終わらせて頂きます。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって10番 古川 幸義 議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開を午後 1 時と致したいと思いますので、よろしくお願い致します。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1 時 0 分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。

次に、6 番 松岡 忠 君。

議員（松岡 忠）

6 番 松岡 忠、令和 3 年12月議会の一般質問を一問一答方式で行います。

コロナも落ち着いて来ており、このまま終息に向かいますことを望んでいます。これは、この原稿を書いた時には、まだ新型オミクロン株というのが出てない時だったので、今、これ困ったなど、いつになることやら分からんような感じになってますが、とにかく早く終息することを願っております。

それでは、今から質問に入りますが、今回の一般質問は 3 点あります。

1 点目。1 点目は、工事等の入札比較価格の公表についてです。

私は、この質問を以前から行っていますが、今回は入札執行において不手際が発生する事案がありました。それは、見積金を積算するソフトが現時点では存在していない物件でありました。例えば、土木工事はソフトが存在していますが、それでも設計の中に見積価格を採用している場合は積算出来ません。ソフトが存在していないのが、建築工事、建築物等の解体工事等があります。工事の中では、自社で施工出来なくて専門業者に下請に出します。その大部分の積算は見積価格を採用しており、どこからの見積りを採用しているかは公表されていません。最低制限価格が設定されておりますから、各会社は自社の入札価格をどれくらいにすれば失格にならないかが企業努力になっています。積算に問題のない物件の場合は構いませんが、前述した特別な物件の時には失格する会社が出て来ているのが現状です。入札比較価格を公表していれば入札回数は 1 回で終わりますし、正当な入札が実行出来るのではと思います。再考を考えてもらえるか、伺います。

総務課長（泉 知典）

松岡議員の工事等の入札比較価格の公表についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の入札の予定価格の公表につきましては、多度津町公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱に基づき、建設工事及び建設工事に伴う測量、調査、

設計等の委託業務の全ての入札案件におきまして、予定価格を入札執行前には公表せず、入札執行後に公表しているところでございます。予定価格を入札執行前ではなく入札執行後に公表すること、いわゆる予定価格の事後公表としている理由と致しましては、国の指針におきまして、予定価格については入札前に公表すると予定価格が目安となって競争性が制限され落札価格が高止まりになること、建設業者の見積り努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること等の問題があることから、入札前には公表しないものとする明記されておりますことから、当町におきましても国の指針に基づき、予定価格の公表を入札執行後と致しております。入札は、公平性、透明性、競争性の向上を図り、適正な履行及び良好な品質を確保することが重要でございます。本町の方針と致しましては、今後も引き続き国の指針に基づいた対応をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

再質問を行います。

今の総務課長が、国の方針でそのとおりにやっている。そしたら、この近辺の市町で予定価格を公表しているところは、国のそれに反しているというように取っていいんですか。

総務課長（泉 知典）

松岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほど申しましたように、あくまで国の指針ではあります。当然、懲罰、罰則等はありません。ただ、先ほども申し上げましたように、国から適正に図るために国や県、市町においてはそのように行うように努力することというのがありますので、町はそれに基づいて適正に入札を執行している状況であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

再質問です。

今、総務課長から話がありましたが、ここ最近、私の一般質問の中で、入札時に何かあったというのを申しましたが、9月14日の入札と10月13日の入札の3件ほどの中で、1件は政策課の方の構内交換設備、電話機の交換設備工事だったと思いますが、予定価格が2,690万円、最低制限価格が2,272万7,000円。11社の入札で4社が失格になっており、その金額は1,050万円、1,460万円、1,780万円、1,600万円という、この4社が最低制限価格を下回って失格になっております。落札は2,590万円ですが、セーフになった企業は2社おります。2,590万円の落札者と2,800万円の、この2社だけが予定価格でおったということです。

もう1件、10月13日、これは第三雨水幹線の暗渠工事で、建設課の方です。予定価格は1億771万円の予定価格で、最低制限価格が9,254万5,000円。1回目の応札に3社が

応札しました。1社が1億2,000万円、もう1社が1億1,000万円、もう1社が1億3,000万円の3社の入札が1回目でありました。これには、予定価格に達していないので、2回目の入札を行いましたところ、3社のうち2社が辞退をしました。残りは1社になりました。この時点で、入札執行官の方で入札中止やと。あってもならないようなことが起きました。最初の3社の入札時点で入札執行は出来ておりますので、そのまま続けるのが通例なんです、それでも2回目の入札をせんというんで終わらせた件が1件あります。

それともう一点、10月13日の多度津町ごみ収集運搬業務委託の業務委託工事なんで、これは2社が入札に参加しております。予定価格2億7,350万円の予定価格なんです、1社が2億4,895万円、もう1社が1億2,000万円。ほんで、1億2,000万円の方が当初落札という決定を行っております。この時点で、私は今回この分に関しては、担当課の課長が言っとるんだかどうか分かりませんが、業務内容について、この数字で、幾ら最低制限価格を設けてなかったでも、この数字を見て、この業務委託が成立するかどうかというのは、契約担当の方では分かんないと思います。普通の場合だったら、これを落札決定と言わずに落札保留にして、担当課と協議の上、正式に決めるのが通例となっております、その時の、今言う担当課長の方のお話を聞きたいんですが、ちらっと聞いたんでは、入札執行の責任は、担当者は総務課にあるからあまり言えんやというんもどこかから聞いたような感じがありますので、そういうことがあるんですか。総務課長、お伺いします。

総務課長（泉 知典）

ただ今の松岡議員の再々質問にお答え致します。

不手際があったとおっしゃられました分につきましては、私、9月の松岡議員の一般質問の再質問でお答えしたと思います。日にちが10月12日の入札でございまして、堀江第三雨水幹線管渠築造工事の件で、3社の入札があった時に制限付一般競争入札であることであったのを普通の指名競争入札と勘違いして、第1回目で不調であり、第2回目の開札をした時に2社が辞退致しました。その時に、入札が成立しないものと勘違いして、それを入札は不調ですということになりましたけども、これ自体は当然、後で担当者の方にお詫びを申し上げましたが、有効な入札として処理させて頂いております。

その他のおっしゃられました件につきましては、新庁舎電話交換の整備につきましても適切な入札行為を行ったと思っております。

その次に、ごみ収集関係の分がありましたが、入札につきましては額は下限の制限がございませんので、それはあくまで有効な入札と取りあえずは解釈しております。その後に、その企業が辞退して来たという経緯でございます。その時に、それが少ないかどうかという議論は、今のところ多度津町においてはするようにはしていません。あくまでその入札が有効であり、その結果、事業者が入札が出来なかった、それ

は行為が行えないという、辞退ということで処理しております。そういう解釈をして
おります。

以上で答弁をさせていただきます。

議員（松岡 忠）

公に発表しているのは、1億2,000万円の落札ということしか発表しておりません。
ホームページにもこれしか載っていません。それ以降のことは、一切公表されていま
せんし、どの金額で別の会社に決まったんだということにも私らには分かりません。
そういう内容でいいんですかね。

総務課長（泉 知典）

松岡議員の再々再質問にお答え致します。

それが正しいかどうか、確かに皆様にお示し出来なかったということは残念なことだ
と思っております。ただ、今の状況、規約等によりますと、そういう執行の仕方をして
おります。ただ、今後そういうことが好ましくないっていうのも確かに本町として
も自覚はしております。今後、内規を変えるとか、そういうようなことを検討して、
そういうようなことは、また対応出来るように考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

議員（松岡 忠）

先ほども申しましたが、入札執行時に各担当課の人間が入札所に来ております。そ
の方の意見は聞けるんですか、聞けんのですか。

総務課長（泉 知典）

松岡議員の質問にお答え致します。

入札執行においては、意見その他においては基本的に入札が有効である以上、他の課
の方からの分はございません。ただ、工事契約の場合に、積算とかの分に疑義が生じ
た場合は、持ち帰って担当課で協議して頂くことはあろうかと思えます。

議員（松岡 忠）

もう何回目の再々質問かも分からんのやけど、今、課長が持ち帰ってする協議が
あるということをちょっと言いましたが、それは決定後の話ですが、決定する前の話
ではないですわね。

総務課長（泉 知典）

松岡議員の再質問にお答えします。

あくまで決定した後でございます。それで、履行出来ないかどうかは当然協議した後
で、それでも業者が出来ない、出来るという判断はあろうかと思えます。恐らく今回
辞退した業者につきましても、その後に出来るかどうかは協議はすべき案件だったと
思えます。それより先に業者の方が辞退届を出してきたものだ理解しております。

以上でございます。

議員（松岡 忠）

同じ質問を担当課の建設課長、どういう考えを持っとるかお伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

松岡議員のご質問に答弁させていただきます。

同じ質問というのは、最後の質問でよろしいですかね。

議員（松岡 忠）

うん、それ。

建設課長（三谷 勝則）

総務課長が言われた入札後の見積り関係についての精査、それについては入札時に出しております、工事の場合、内訳書を出して頂いてます。そこに大きな設計書、当課が設計している場合は、その内容については確認をさせて頂くということでは協議はしております。今回のその部分については、また別案件なので答弁は出来ません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

政策課の課長にもお伺いしたいんですが、同じような答え。

今言うた、契約行為はあくまでも総務課が主であるというのは分かっておりますが、その中に今言う担当課の意見というか、これはちょっとおかしいん違うかなという話が、契約の落札決定の前に言えるかどうかという質問を私さっきからしとんですが、それに対しての答弁を、政策課長、お願いします。

政策観光課長（河田 数明）

ただ今のご質問に答弁をさせていただきます。

松岡議員さん、私の方にご質問されとるのは構内電話の関係の分だとは思いますが、その分に関しまして入札は適正に執行はされておると判断はしております。しかしながら、私どもの入札執行の中で、最低制限価格というのを設けております。それによりまして、低額であろうが、実質それが執行出来るかどうかということがありますので、最低制限価格を割った業者さんとは契約をせず、それ内うちの予定価格から最低制限価格の間の業者を落札者と決定しております。それにより進めておりますので、しかしながら今回こういう電話機等は製品代も非常に多く占めるところではございます。今後、入札執行課とも色々検討しながら、担当課の方と協議をして、そういう細かい部分は決めていきたいということは考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

一番最後に住民課長、ごみの分、どんな感じだったか教えて頂きたいと思います。

住民環境課長（石井 克典）

松岡議員のご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問のごみの収集業務委託についてでございますが、松岡議員がご指摘されとるように、かなりこちら、町の方が設定していた金額をはるかに下回っていた状況ではご

ざいました。ただ、委託事業につきましては、建設工事等とはかなり異なりまして、こちらが指定している条件をクリア出来るかどうかの部分が委託については重要になってまいります。ということは、そちらの落札した業者の規模、やり方、そういうものによっては、その金額でも出来る可能性としてはあるということで担当課の方としては判断を致しまして、委託の中の条件色々設定をしております。その条件を一つ一つ早急に落札業者の方と確認をして、この事業が円滑に進められるかどうかということを早急に確認しなければいけないなということを担当課の方で話をしていた中で、落札業者の方から辞退の届出があったということを総務課長から確認をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今、課長の話を聞いた上では、数字的には委託業務の方に関しては最低制限価格はないので、下は極端に言うたら1円でもいい、100円でもいいというのが数字だと思いますが、実際に仕事をするんに人件費だけでもどれぐらい要るかという話はこの時点では分かると思うんです。これ、予定価格の半値以下で落札決定ということになっていますが、この業務の内容自体が物を作るんでなく、人間の手で集める業務なんで、全部人件費に当たると。内容的には、そっちに当たるんが、もう大部分の業務委託だったと思うんですが、そういう時に、ちらっと普通に考えてでも、これ、おかしいんでないかというんが担当課長だったらすぐ思うんで、落札決定をその場でするんでなくて、一応保留にしたらどうだったかなと私は思うんですが、保留ということは、総務課長、出来るんですか、出来んのですか。

総務課長（泉 知典）

松岡議員の再質問にお答え致します。

松岡議員、入札の保留ということがありますが、今の多度津の入札執行の要件の中には保留という言葉もございません。また、保留にした後にどうするかということも、今のところ協議もされておられません。誰が保留にするのか、その後どうするのかっていうことを考えていくことも非常に大変なことだと思います。今後、検討する余地はあるかも分かりませんが、今現在、保留っていう扱いは行う予定はございません。

以上でございます。

議員（松岡 忠）

それでは、先ほどの辞退した件について、残った金額で決まったかどうか私も分からんのやけど、その辺はどういう内容で決めたのですか、ごみの分。

総務課長（泉 知典）

松岡議員のご質問にお答え致します。

一応、総務課としましては、辞退されたということで総務課としては終わっておりますが、その後に住民環境課の方で、もう1社の方の額で随意契約をさせて頂いております。

ます。

以上でございます。

議員（松岡 忠）

今の内容で、その辺は町の条例か何かに入っとるんですか。

総務課長（泉 知典）

条例というか、地方自治法の中で随意契約の中の定義がございます。その中に特別な案件とか1社の場合、それが安価であるとか認めた場合は随意契約が認められておりますので、それに合わせた決裁を取って契約行為をしております。

以上でございます。

議員（松岡 忠）

もうこれ以上何を言うても返事が、あんまりええ返事が返ってこんので、今言う検討する気持ちがあるかないかだけ最後にお伺いします。

総務課長（泉 知典）

松岡議員のご質問にお答えします。

松岡議員がおっしゃったもの全てを検討し、それを反映していくのは難しいことも多々あるかと思います。どれが出来て、どれが出来ないかというのは明確には申し上げられませんが、ただ実情に依じてというか、町があるべき姿を考えて、それで間違っていることは正していかなければならないとは考えております。

以上でございます。

議員（松岡 忠）

あまり言いとうなかったんだけど、今さっきの言うたような件が、予定価格を公表したら起こってない問題だと私は言いたいので、あえて3件を出しました。もっと他にもあると思うんですが、予定価格を公表してでも、談合になる話とか競争が、国の方の方針でやったらいかんとかということを書いてますが、これは全く嘘であって、実際のところ、仕事を目いっぱいやろうかと思っるところは最低制限に近い数字を入れてきます。それで、一緒になったらクジ引したり、そういうのが競争入札であって、初めから予定価格を公表したら入札談合が容易に行われる可能性がある、入札前に公表しないものとするというような方針、これ自体も国の指針やと言うてでも、おかしいんじゃないかなと思います。反対から言うたら、業者の方が積算せんでんもええから予定価格は公表しないんやというような雰囲気を取られがちなんですが、全く逆であって、業者の方もある程度自分のところで出来る仕事、専門下請さんに頼まない仕事とありまして、その内容によったら本当に数字が知りたいと。知ってでも取りたいと。損までしてする業者は多分おらないと思いますが、仕事をする、積算する方にしたら、最低限どこが見積りしたんかなというぐらいも知りたいことだし、それに町の方は業者に対して勉強しろ勉強しろという指導はしてますが、多少の業者に対しての思いやりは要らんのですが、そういう面でもう少し柔らかい目で見えあげ

て頂きたいと思います。

以上で1問目は終わります。

2点目。2点目は、幼稚園の統合事業についてです。

この事案についても以前から質問していますが、一向に進展していないように思います。町財政が逼迫していることは理解出来ますが、これはどうしてもやらなければならない事業です。この事業の基金を設立してでも財源の確保を行い、また他の事業を見直してでも実施に向けて計画を進めていくべきだと思いますが、お考えをお伺いします。

教育課長（竹田 光芳）

松岡議員の幼稚園の統廃合事業についてのご質問に答弁をさせていただきます。

幼稚園の適正配置につきましては、平成30年9月議会の総務教育常任委員会においてご報告させて頂いた多度津町立幼稚園・小学校の適正規模・適正配置に係る基本方針に基づき、同年中に6つの整備方法について調査を行いました。その後、町総合教育会議及び教育委員会において協議検討した結果、教育委員会と致しましては現在の多度津幼稚園の場所に一部多度津小学校用地を活用した上で新築する案、または町の中心部に新たに土地を購入し新築する案の2案に絞りました。

本年度につきましては、当初予算においてそれぞれの候補地で幼稚園を設置するための施設整備の方法や町費負担を具体的にするため、調査委託費用をご承認頂きましたので、6月に町の総合計画、都市計画、ハザードマップ等を考慮した上で実現可能な施設整備の検討及び課題等を抽出する多度津町立幼稚園再編整備計画検討業務を令和4年3月31日を委託期限として業務委託しております。

現在の進捗状況は以上のとおりですが、本委託業務終了後、内容を精査した上で議員の皆様には、ご報告をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

教育課長、有難うございました。

今、第6次総合計画の中身を精査中なんですけど、その中にこの幼稚園の方の問題はどの程度入っておりますか。後ででもええんで、言うて下さい。

次、3番目、新設庁舎について。

3点目は新庁舎についてです。新庁舎建設が完成を迎えようとしていますが、未だにどこに出来るか分かっていない町民がたくさんおります。庁舎建設地が分かるように付近見取図を作成し、進入道路が分かるように全戸配布してはいかがでしょうか、お伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

松岡議員の新庁舎建設についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員もご承知のとおり、新庁舎及び地域交流センターの建設に関する情報につきまし

では、町広報紙及びホームページにおいて基本構想、基本計画の情報を掲載するとともに、新庁舎だよりとして基本設計段階の令和元年度から現在まで計23回にわたって計画や設計、建設工事の状況などの情報を掲載をし、住民の方々にお知らせをさせて頂いているところでございます。

議員ご質問の庁舎建設地及び進入道路が分かるような付近見取図を作成をし、全戸配布してはどうかという点につきましては、新庁舎及び地域交流センターの施設紹介などと併せまして分かりやすい見取図を作成をし、開庁前にお知らせさせて頂く予定で準備を進めております。

また、そのお知らせの方法につきましても、全戸配布による周知を検討することはもちろんのこと、町広報紙やホームページにおいて特集ページの掲載を検討し、出来る限り早期に皆様の目につきやすく分かりやすい方法でお知らせしたいと考えております。

なお、近接道路から新庁舎への道路案内標識につきましても道路管理所管部署において検討をして頂いているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

答弁有難うございました。

次に、今からが問題になりますが、庁舎及び地域交流センターの供用開始時期についてですが、当初は庁舎が5月連休明けで、交流センターは6月頃とお聞きしておりましたが、交流センターについては各種団体が年度末に次年度の事業計画を作成しますので供用開始日が早く知りたいのです。また、開始時期が庁舎と異なる場合、福祉センターの管理についても併せてお伺いします。

政策観光課長（河田 数明）

松岡議員の庁舎及び地域交流センターの供用開始時期についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在施工中の新庁舎等建設工事につきましては、令和4年3月25日。済みませんが、議員さんにお渡ししとる答弁書の方が令和3年となっております。修正をお願い致します。令和4年3月25日に竣工し、引渡しを受けることとしております。その後の開庁に向けた作業と致しまして、まず新規で購入する什器の搬入、設置、調整に約1か月の期間を見込んでおりますが、当該什器の購入契約につきましては本議会に上程しております契約承認議案の議決を頂いた後の本契約となりますので、本契約締結後に受注者との協議により納期を確定したいと考えております。

また、現在建設工事に併せて進めております情報システム等整備及び電話設備の整備につきましては、開庁までに業務継続のための動作確認を十分に行う必要がございます。その他と致しましても、落成式及び内覧会の開催なども執り行う予定でございます。施設の管理や運用も含めまして、安定した業務継続が行えるよう準備を行った後

に、現庁舎から新庁舎及び地域交流センターへの引っ越しを行うこととなりますが、移転業務委託の入札を昨日執行しておりますので、契約締結後の協議により、移転の日程についても調整をする予定でございます。現時点での想定と致しましては、供用開始を6月上旬の予定とし、令和4年第2回多度津町議会定例会を新庁舎で開催出来ればと考えておりますが、供用開始日の決定につきましては新規購入什器の納入業者や移転業務委託の受注者、また各種整備・式典なども含めた相互の調整を行った上で、供用開始までのスケジュールを改めて精査し、事前に議員の皆様にもご相談をさせて頂き、出来る限り早期に決定したいと考えております。

なお、地域交流センターにつきましても新庁舎と同日に供用を開始する予定でございます。利用を予定されている皆様にはご心配をお掛けしておりますが、少しでも早く供用開始日をお知らせ出来ますよう今後も努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

松岡議員の庁舎及び地域交流センターの供用開始時期についてのご質問に答弁をさせていただきます。

政策観光課長答弁のとおり、庁舎及び地域交流センターの供用開始時期は同日を予定しておりますが、議員ご質問のように庁舎及び地域交流センターの供用開始時期が異なった場合には、福祉センターには管理運営する職員がいませんので、利用することは出来ません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今回の議案に新庁舎の什器の物品購入の契約が載ってます。これ見たら、工期は3月末、庁舎が出来るのと全く同じな工期の契約書になっていると思います。また、引っ越しするのに、引っ越し業者、そういう専門業者が多分運ぶと思うんですが、その前に各担当課で整理をせないかん時期があると思うんですが、その辺をどのように考えているかお伺いします。

政策観光課長（河田 数明）

松岡議員のただ今の再質問に答弁をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、引っ越しするにはこちらの準備の方、引っ越しする物、何を持っていくか、また今ある事務の関係の書類等の整理等が非常に必要になってきます。それもありますので、今現在、全庁を挙げまして不要な文書等の整理を行って、文書量、極力少なくしております。また、そういう書類を運びますのも昨日入札が行われました落札業者の方から運ぶ段ボール等を提供して頂いた中で、その中でそれに詰め込み、運搬をしやすくするというを行うと考えております。そうするには期間も掛かりますので、職員の皆様にはそういう書類整理をどんどん進めていってもらっている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

役場の方には大事な書類、どっちでもええ書類がありまして、それで昔の書類で倉庫に眠っている書類もたくさんあると思います。今回がええチャンスになると思うんで、きれいに整理して頂いて、本当に要るものだけを新庁舎の方へ運んで頂きたいと思います。全部持って行くんでなしに、限られた場所しかないと思うんで、その辺を整理して頂いたらと思います。

これで私の質問は終わりますが、庁舎の件に関しては各担当課の方で、どこが頭になるのかを決めていかんと、政策観光課の方では物が出来るまでだと思うんで、その後の庁舎の管理というのは総務課になると思いますが、その辺の整理もよろしくお願い致します。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（村井 勉）

これをもって6番 松岡 忠 議員の質問は終わります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

5分ぐらい休憩を。

議長（村井 勉）

休憩。ここで暫時休憩致します。10分ほどでいいですね。

10分ほど休憩致します。

休憩 午後 1 時46分

再開 午後 1 時55分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。

次に、4番 兼若 幸一 君。

議員（兼若 幸一）

4番 兼若 幸一です。

1つ、生活道路の維持管理、修繕について、2つ目、校則のガイドライン策定について、一問一答方式でお伺い致します。

まず、生活道の維持管理、修繕についてです。

町内には県が管理する県道、町が管理する町道、農道以外に赤道という公図上に古くから無番地に表示された生活道路があり、現在は法定外公共物として町の所有になっ

ています。田園地以外の集落内に、この生活道路や場合によっては個人の土地を提供して生活道に使用している道路が至るところにあるようです。

そこで、次の4点についてお伺いしたいと思います。

1つ目、田園地において、農業者が畔道として使用している農道については、個人または各水利組合が維持管理を行っていますが、農業者以外の人も利用する集落内の生活道についてはどこの管理下になるのでしょうか、お伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

兼若議員の農業者以外の人も利用する集落内の生活道についてはどこの管理下になるのでしょうかとのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の町道以外の生活道路とされる道路には、1つ、地方分権一括法により国より移管された法定外公共物の農道などの町が管理している町道や農道以外の道路。

2つ、町補助条例の土木事業や土地改良事業を活用して集落を相互に連絡する道路として集落内の利便性の向上を図ることを目的に水利組合や自治会等が事業実施主体となり道路の拡幅整備を行ったもの。3つとして、個人の方が便宜上、農道隣地の一部を提供し、公共用道路として整備したもの。4つ、寄附等により町の公共用財産として登記された公衆用道路などがあり、このような形態の生活道路は町内に多数あります。この生活道路には、様々な所有形態及び管理形態があり、町での台帳整備はされていないことから、所有者や維持管理についての情報把握が出来ていない状況にあります。

農業者が畔道として使用している生活道路の維持管理についても複数の形態があります。まず、法定外公共物の農道等につきましては、この境界確認や用途廃止等の財産管理についての手続きは町が行っており、日常的な維持管理など機能管理につきましては、従前より受益者である水利組合や自治会などの地元関係者に依頼しているところであり、また、町補助事業により、水利組合や自治会等が実施主体となり整備された道路につきましては、補助採択要件の中で整備された道路の維持管理については受益者で行うものと規定をされており、その道路を整備した事業主体による適正な維持管理を依頼しているところでございます。

一方、個人の方が整備された公衆道路については私道であり、私道の管理は受益を受ける個人が管理するものと考えております。

なお、町民の方から生活道路についての相談があった場合は、その都度、登記簿の閲覧等による所有者の確認や道路が整備された経緯を関係者に聞き取りをするなどの状況把握を行い、維持管理を含めた管理主体者が誰になるのかを調査し、その管理主体者に対して現状の説明や適正な維持管理について依頼及び指導を行っているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

2つ目です。管理下が各自治会、各水利組合等であるならば、今後、路側等の修繕については費用負担等はどこが行うのでしょうか、お伺い致します。

産業課長（谷口 賢司）

兼若議員の管理下が各自治会、各水利組合等であるならば、今後、路側等の修繕について費用負担等はどこが行うのでしょうかのご質問に答弁をさせていただきます。

生活道路などの維持修繕については、基本的に管理主体である受益のある地元自治会や地元水利組合の費用負担で実施されるものでございますが、同管理主体から維持、修繕についての相談があった場合は、道路の窪みや路側の老朽化などにより日常的な通行の安全に支障が生じる場合は、その維持、修繕に必要な花崗土やコンクリートなどの原材料を町が同主体者に支給するなど地元関係者による維持管理に対する支援を行ってございます。

また、土地改良区が行う事業では、農道等の整備事業として県費補助の採択基準を満たさない小規模な修繕や更新工事につきましては、これまで受益者負担で実施されていたところでございますが、本年度より土地改良区において小規模事業についての事業要望調査を行い、事業の必要性や優先度の判断により土地改良事業として事業を実施しているところでございます。なお、町補助の土地改良事業の補助割合は、事業費に対して町が4分の3、地元負担が4分の1でございます。

これ以外にも農業振興地域内では国の多面的機能支払交付金事業を活用した取組として、地域の農業者などの組織活動の中で農地や水路等の保全管理や維持活動を行っている地域がございます。なお、その交付金事業に対する負担割合は、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1でございます。

このような各種補助制度を活用出来ない場合につきましては、原則管理主体となる自治会や水利組合の負担により維持修繕を行うことになってございます。しかし、自治会や水利組合では構成員の高齢化や離農化が進んでおり、生活道等の維持管理に係る経済的な負担の増加が懸念されることから、他の自治体の制度を調査し、新たな制度設計を研究する必要があると考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

3つ目です。以前は、既存の舗装修繕は建設課が行っていたようですが、全面改修についても町が行うのでしょうか、お伺いしたいと思います。

建設課長（三谷 勝則）

兼若議員の以前は既存の舗装修繕は建設課が行っていたが、全面改修についても町が行うのでしょうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の町道等以外の生活道路には、先ほど産業課の答弁にもありましたように様々な形態の生活道路があり、維持管理においても管理者が地元水利組合や自治会、また個人など様々であります。現在、舗装の修繕などについては、原則管理者、受益

者で対応して頂いており、建設課では個人の指導以外においては原材料支給や事故等の発生が予測されるなど緊急性のある場合については、職員で応急的な穴埋め等、軽微な修繕を行っております。

また、町管理であります町道、農道におきましても多くの路線で舗装の老朽化が進んでおり、町道については舗装個別施設計画に基づき、舗装の修繕、改修を鋭意進めている状況であることから、町において生活道路の全面改修については難しいものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

4つ目です。令和2年3月議会で中野議員が生活道路について一般質問をされ、その中で生活道路についての計画的な維持補修計画の必要性を提案されています。その時、町としての取組など施策を検討していく必要があると答弁されていますが、その後、何か進展があるのでしょうか。

今後、生活道について、経年劣化による維持修繕が必要になってきますので、管理課を規約等ではっきりと決めて維持管理を行っていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

建設課長（三谷 勝則）

兼若議員の生活道路の維持・修繕について町として取組など施策検討の進展はあるのでしょうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和2年3月議会において中野議員よりご質問の中で答弁をさせていただきました生活道路の維持管理については、調査検討を進める中で、建設課管理で把握している生活道路につきましましては地元が事業主体で実施した町補助条例第5条に規定されております道路事業で実施した道路で、昭和42年から現在までに整備された道路が161路線、そのうち町道に認定した道路が33路線、農道に認定した道路が4路線あり、現在124路線となっております。

これら生活道路の維持管理につきましましては、町補助条例第5条に規定されております道路事業の採択基準要綱第4条第4号により、道路の維持管理は受益者で行うものとするとなっており、道路整備を行った受益者において管理して頂いているところであり、それ以外の様々な生活道路につきましても同様に道路の受益者の方々に管理をお願いしております。

また、今年度より建設課では原材料支給について、開発道路、位置指定道路など支給要件を広げ、原材料についても花崗土、コンクリートに加え、簡易アスファルト合材も支給材料として実施しております。

議員ご指摘のとおり、今後は経年劣化による維持修繕などが増え、受益者において維持管理が難しくなっていくことが予想されることから、法定外公共物の管理、所管課であります産業課と連携を図りながら、管理区分の整理や受益者に対する負担軽減施

策など、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次に、校則のガイドライン策定についてです。

全国的に不合理な校則の見直しの動きが広がる中、各地で小・中学校の校則の見直しがされています。高松市教育委員会は、県内の市町教育委員会では初めて校則のガイドライン策定し、11月25日に公表しました。校則は子供の権利を守るものと位置づけ、社会通念に照らした合理性やLGBT、性的少数者への配慮などを求め、児童・生徒や保護者らの意見も聞き、毎年見直し作業を行うことも盛り込んだと新聞報道されました。

そこで、次の4つのことについてお伺いします。

まず1つ目です。町内の小・中学校の校則は何年に制定されたのでしょうか、お伺い致します。

教育長（三木 信行）

兼若議員の町内の小・中学校の校則は何年に制定されたかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、小学校につきましては、各校とも校則というものが明確に定められておりません。学校の約束や確認事項として、服装や頭髪、持ち物等について入学のしおりに記載をし、入学説明会等で保護者に通知しているものが校則に類するものと考えられます。

また、中学校の校則は、生徒手帳に生徒心得という名称で示されています。

これらの約束事や心得については、以前からのものを基に、社会の変化、保護者からの意見等を踏まえながら、内容そのものや運用方法が適宜で更新されて来ており、何年に制定されたかは明確ではありません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

2つ目です。現状とかけ離れた内容のものはないのでしょうか、お伺い致します。

教育長（三木 信行）

兼若議員の校則に現状とかけ離れた内容はないかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、小学校の入学のしおりの記載内容につきましては、毎年職員会議等で内容の確認、検討を行うとともに、保護者からの要望があった場合にはそれも考慮しつつ内容を更新をしていますので、現状とかけ離れた内容はないものと考えます。

また、中学校の校則の具体的な運用に関わる部分につきましては、生徒指導担当教員と生徒会が中心となって生徒の思いも反映しつつ、社会通念に照らして合理的なものとなるよう検討した上で決定し、必要に応じた更新を行っておりますので、こちらも

現状とかけ離れた内容のものはないと考えております。L G B T Q +に配慮した制服の在り方につきましても生徒会を中心に議論を重ねているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

3つ目です。校則のガイドライン策定の予定についてお伺い致します。

教育長（三木 信行）

兼若議員の校則のガイドライン策定の予定についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほども答弁をさせていただきましたとおり、現在のところ、各学校において児童・生徒の実態、社会通念に基づいて校則や学校の約束について適切に検討、内容の更新がなされている現状でありますので、校則のガイドライン策定は予定をしておりません。まずは、各学校の主体性を大切にしたいと考えております。また、月1回の校園長会でも必要に応じて、より良い校則について共通理解を図ることが出来ると考えられます。

今後、学校現場や保護者より校則のガイドライン策定の要望が出てきましたら、制定するかどうかを検討し、判断してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

4つ目です。先日、愛知県の中学校で3年生の男子生徒が同級生に刺し殺された事件が発生致しました。普段特に変わった様子もない子供がこのような犯罪を犯すことを踏まえて、町としてはどのような取組をされるのか、お伺いしたいと思います。

教育長（三木 信行）

兼若議員の普段特に変わった様子もない子供が犯罪を犯すことを踏まえた取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

町内の各学校においては、子供の心の荒れや困り感等に対応するため、担任教師を中心として各教職員が子供の日々の様子について十分に気に掛けるだけでなく、アンケート調査を活用しながら困っていることやいじめはないか等について調査し、児童・生徒一人一人の心に寄り添った関わりを継続しています。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが相談に乗ることもあり、必要に応じて外部機関とも連携しています。

一方、当然のことながら、日々の道德課の授業やその他の教育活動の中で、全児童・生徒に対して命の大切さや思いやり、他者との関わり方等について指導を続けています。

教育委員会としても暴力行為やいじめ、不登校等の問題行動については各学校から毎月報告を受け、学校と連携しながら問題の解決に取り組んでいます。

これらの取組を今後も継続しながら、常に子供の立場に立って考え、小さな変化にも

気づき、一人一人に寄り添った関わりをしていくことが大切であると考えております。このことにつきまして、各学校に周知徹底していくとともに教育委員会としても積極的に児童・生徒の問題の解決に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

児童・生徒は、限られた生活空間の中で楽しい学校生活を送ってもらいたいと思っております。

これで4番 兼若 幸一の一般質問を終わります。

議長（村井 勉）

これをもって4番 兼若 幸一 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩致します。14時35分開会の予定です。よろしくお願い致します。

休憩 午後2時22分

再開 午後2時35分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開致します。

次に、9番 小川 保 君。

議員（小川 保）

失礼します。9番 小川 保です。

本日は、今後の町財政の取組は、について一問一答方式にて質問を致します。

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症対策として要請した自粛等の影響や個人消費を中心とした大幅な需要の減少及びより強制力のある感染症対策を実施した諸外国との輸出入が大幅に減少したことにより、これまでにない厳しい状況に陥りました。また、最近是新変異株オミクロン株の発生拡大が懸念されており、このような不安定な状況の中、住民の暮らしを担う地方行政は健全な財政を維持する経営の能力が必要とされております。

地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律は平成19年6月22日に交付され、平成19年の決算に基づく健全化判断比率から公表されております。

先の9月定例会の総務教育常任委員会の諸般の報告において本町の状況が報告され、令和2年度決算における将来負担比率が149.4%、実質公債費比率が11.5%との報告がありました。

ここで質問です。

1、この数値は何を表すものか。

- 2、早期健全化基準は、財政運営においてどんな不都合が出るのか。
- 3、令和2年度は全国1,741市区町村の中でどの位置にいるのか。
- 4、新庁舎及び駅周辺整備の終了後は、どのような数値、位置になるのか。当然予想されていることでしょう。詳細にお示し下さい。

総務課長（泉 知典）

小川議員の1点目の将来負担比率及び実質公債費比率の数値は何を表すものかのご質問に答弁をさせていただきます。

将来負担比率とは、一般会計が将来負担すべき債務の標準財政規模に占める割合を示す指標であり、町債残高の増加や基金の減少等により上昇します。

標準財政規模とは、経常的な一般財源の規模のことで、例えば将来負担比率が200%とは経常的な一般財源の規模に対し2倍の負債があるということになります。

また、実質公債費比率とは、一般会計が負担する実質的な公債費の標準財政規模に占める割合を示す指標であり、公債費の増加等により上昇します。

続きまして、2点目の早期健全化基準は財政運営においてどんな不都合が出るのかのご質問に答弁をさせていただきます。

実質公債費比率及び将来負担比率など健全化指標につきましては、早期健全化基準と財政再生基準が設けられており。これらの基準により財政悪化をチェックし、早い段階で対応するようになっております。早期健全化基準を超えて早期健全化団体になりますと財政健全化計画を策定し、その計画に基づき自治体自身の努力で財政の健全化を図っていくことになります。

さらに、将来負担比率を除く健全化指標については、財政再生基準が設けてあり、その基準を超えると財政再生計画を策定し、財政運営が計画に適合しないと認められる場合においては予算の変更等を勧告されるなど、国の関与を受けつつ財政の再生を図っていくことになります。

続きまして、3点目の令和2年度の全国順位についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和2年度の実質公債費比率は、全国1,741市区町村中1,509位、将来負担比率は全国1,721位でございます。

以上、3番目までの答弁とさせていただきます。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員の新庁舎及び駅周辺整備の終了後の数値、全国順位についてのご質問に答弁をさせていただきます。

実質公債費比率は、白方小学校改築や緊急避難路新設など、過去に行った普通建設事業に係る町債について、据置期間の終了により順次元金償還が始まるため比率の上昇は続き、令和3年度には12%、令和7年度には13%近くまで上昇する見込みでございます。この数値を令和2年度の全国順位で見ますと1,650位前後ですが、年々全国平均

が減少していることを鑑みますと、さらに順位は低くなると思われます。

また、庁舎及び地域交流センター建設事業に係る工事費等の大部分を町債により賄うこととしておりますので、その他普通建設事業に係る町債を含めると、令和3年度町債残高は地方交付税措置も含めて30億円ほど増加する見込みでございます。

また、令和3年度は、新庁舎の備品購入など物件費の一時的な増加や会計年度任用職員制度開始による人件費の経常的な増加などにより一般財源不足が生じ、財政調整基金の取崩しにより補填することになるため、財政調整基金残高は大きく減少することが見込まれております。このため、令和3年度、4年度の将来負担比率は195%を超える見込みとなっており、他市町の状況等にもよりますが、全国順位もワースト10位以内になると思われます。どちらの比率も早期健全化基準を超えない状況で推移する見込みとはいえ、令和3年度以降数年間は全国的に見ましても非常に低い順位となると思われますので、今後も起債の抑制に努め、実質公債費比率や将来負担比率の推移に細心の注意を払いながら、健全な財政運営を維持できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ご苦労さまです。令和2年度の実質公債費比率は、全国1,741市区町村中1,509位、つまりワースト233位、そして将来負担比率は全国1,721位、つまりワースト21位ということで、かなり悪い状況に陥るというご回答を頂きました。

改めて質問致します。

令和3年8月25日付で町監査委員より提出された、令和2年度多度津町財政健全化判断比率に係る審査意見書の内容をお示し下さい。

総務課長（泉 知典）

小川議員の令和2年度多度津町財政健全化判断比率に係る審査意見書の内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。

9月の総務委員会で報告された令和2年度多度津町財政健全化判断比率に係る審査意見書には、全ての指標において早期健全化基準の基準内ではあるものの、2、審査の結果、(3)是正改善を要する事項として、将来負担比率については今後の新庁舎等の整備事業及び多度津駅周辺開発整備事業などの実施によって急激に悪化されることが予想されるので、それらの事業が実施されても早期健全化基準を超えないように厳正にチェックしながら事務事業の見直しや効率化を図って、必要経費を抑制するなど経常収支比率の改善に努めて、継続的に財政調整基金への積立てが可能になるように、出来るだけ支出を抑制する財政運営が必要になっているとの意見を頂きました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

続けて質問させていただきます。

1、町監査委員からの意見にもあったように事務事業の見直し、必要経費の抑制並びに継続的な財政調整基金への積立てをどのように確保するのか。

2、令和4年度の予算編成において、町監査委員からの意見がどのように反映されているのか、お願いします。

総務課長（泉 知典）

小川議員の監査委員からの意見をどのように反映するかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在の状況として、超大型普通建設事業が施工中であることに加え、人件費や公債費の増額など歳出が大きく増加しており、歳出超過の状況を財政調整基金からの取崩しにより補填する状況が続いております。このような状況の中、財政調整基金の積立てを行うには、まず歳出超過が続く現状を毎年度の収支が均衡する健全な状態に戻していく必要があります。

歳出につきましては、新規事業を各課から予算要求する際、総事業費や近隣市町の状況、削減出来る経費等を記載した予算要求シートの提出を求め、財政への影響度を見極めた上で優先順位をつけ、より慎重に実施するとともに既存事業の縮小、統合等も含めた抜本的な見直しを行うなどして抑制に努めてまいります。

また、歳入におきましても、引き続き起債や国、県などの補助制度を最大限活用するとともに、ふるさと納税の推進等も含め、新たな財源の確保を検討するなど中・長期の収支バランスについての展望を持ちながら、歳入歳出両面での見直しや改善に取り組んでまいります。

続きまして、2点目の監査委員からの意見を令和4年度予算編成にどのように反映するのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和4年度の予算編成方針において、このかつてない厳しい財政状況下においては、全ての事業の継続実施は不可能であり、安易な前例踏襲をすることなく、全事業を点検し、事業の廃止、縮小、統合といった厳しい視点で歳出を抑制するとともに積極的に歳入を確保し収支不足の解消に向けて取り組むことを念頭に置いて予算編成に努めてもらいたいとして、歳入に見合う予算編成や予算見積りの明確化、経費の徹底した節減等を求めています。

現在、各課の予算要求に基づき予算査定を行っているところではありますが、歳出の抑制と歳入の最大限の確保により、出来る限り財政調整基金からの繰入れを最小限に出来るよう、より厳しい視点で予算を調製してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

これら令和4年度予算の財源を確保するために、既に計画は始まっているものの、多くの継続的な経費を必要とする事業の廃止を検討するなど、出血を伴う大ナタを振るうことも必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

総務課長（泉 知典）

小川議員の令和4年度予算を確保するため、多くの継続的な経費を必要とする事業の廃止検討なども必要だがどう考えるかについてのご質問に答弁をさせていただきます。現在、本町の財政状況は非常に厳しい状況にあり、さらに令和4年度には新庁舎への移転に係る一時的な歳出の増加が見込まれるため、財源不足が生じると想定されます。このような厳しい状況の中、新規事業の抑制だけでなく、議員ご指摘のとおり既存事業の見直しも同時に行うことで、歳出のさらなる縮減を進めていかなければならないと考えております。

先ほどの答弁にもありましたとおり、新規事業及び既存事業の増額につきましては、予算要求シートの提出により既存事業の見直しによる財源確保を検討した上で予算要求をお願いしております。

また、歳出要求の際には、既存事業について全ての事業に対し、廃止、縮小、統合も含め、抜本的な経費の見直しを図るように求めています。このように要求された各課からの予算に対しまして、緊急性や安全性、実施効果、住民の方への影響や過去の事業実績等により、既存事業の見直しも行いながら、十分な検討や協議の上、予算を調製してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

全国的に見ても道路、橋、施設など、公共施設の老朽化は著しく、修繕、改築等、維持管理を適切にしていだけでも厳しいという状況の中、近い将来の人口減少を見据えた上での公共施設並びに組織の整理、統廃合は喫緊の課題であり、そうした視点で厳しい改革を進めていっていること、このことは総論賛成、各論反対の意見噴出の中、政治的には厳しい選択であろうかと推察致しております。それでも選択と集中をやらなければ、自治体は破綻するという現実選択であります。

私は、まちづくりやまちおこし等、町の活性化については大いに実施するべきであると考えております。しかし、このような事業を実施していくためには、毎年多くの継続費やイニシャルコスト等が必要となってきます。事業を開始する際の財源については、国、県の補助金や交付金、また地方債を活用するのではないかと推察致しておりますが、一方ではこれから本町が取り組まなければならない老朽化した公有財産の対策や幼稚園、小学校の統廃合などを考えなければなりません。

ここで、質問です。

各課において、様々な事業に助成金等を支出しております。その事業詳細をお示し頂きたいのですが、その詳細についてのご答弁について、一つ提案がございます。別添えの資料で私の手元に頂いております補助金等の事業は、総数で154件記載されております。これを全て説明頂くと読み上げるだけでも到底時間内には収まりません。

そこで、提案です。各課の対象事業名は全件読み上げ、その後、令和3年度の予算の

うち大きい順で5件までの事業名と、その令和3年度の予算と令和2年度の決算額を読み上げて下さい。

また、後日の委員会にて、この資料を議員全員に配布致して、お願いしたいと思います。

町長公室長（山内 剛）

小川議員の各課においての助成金等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

最初に、令和元年度から令和3年度の間に支出がある対象事業名を読み上げ、令和3年度の予算が大きい5つの事業につきまして、令和3年度の予算額と令和2年度の決算額を申し上げます。

まず、町長公室でございます。

対象事業は1件で、自治会連合会補助金、令和3年度予算額が75万円、令和2年度決算額が75万円。

以上でございます。

政策観光課長（河田 数明）

次に、政策観光課でございます。

まず、当課の所管しております助成金等事業の名称を述べさせていただきます。

離島航路補助金、移住・定住促進事業補助、この中には4件の補助事業がございます。次に、多度津駅バリアフリー化設備等整備事業費補助金、多度津町タウンプロモーション事業推進プロジェクト補助金、結婚新生活支援事業補助金、コミュニティ事業助成金、東京圏U J I ターン移住支援事業補助金、結婚支援事業補助金、多高100年プロジェクト補助金、多度津町島嶼部航路運賃助成金、離島救急患者輸送費補助金、緊急学生支援給付金、多度津町観光協会補助金、観光振興事業等補助金、にぎわい振興補助金、北前船日本遺産登録記念事業補助金、緊急宿泊事業者支援給付金、以上14事業でございます。

次に、令和3年度当初予算の予算額の大きい5事業及びその事業の令和3年度の当初予算、また令和2年度決算額を令和3年度当初予算の多い順に述べさせていただきます。

離島航路補助金、令和3年度当初予算額2,099万円、令和2年度決算額1,745万7,906円。多度津町観光協会補助金、令和3年度当初予算額1,384万円、令和2年度決算額400万円。移住・定住促進事業補助、令和3年度当初予算額1,190万円、令和2年度決算額742万5,000円。多度津駅バリアフリー化設備等整備事業費補助金、令和3年度当初予算額670万円、令和2年度決算額、実績はございません。多度津町タウンプロモーション事業推進プロジェクト補助金、令和3年度当初予算額500万円、令和2年度決算額341万8,333円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

税務課長（西山 政有紀）

次に、税務課でございます。

対象事業は3件で、まず、町たばこ組合補助金が令和3年度予算額18万円、令和2年度決算額18万円です。次に、軽自動車税環境性能割徴収取扱費交付金が令和3年度予算額9万円、令和2年度決算額4万3,770円です。次に、青色申告会補助金が令和3年度予算額4万円、令和2年度決算額4万円です。

以上でございます。

住民環境課長（石井 克典）

次に、住民環境課でございます。

対象事業につきましては9事業でございます。

通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金、丸亀人権擁護委員協議会丸亀地区部会補助金、犬及び猫の不妊・去勢手術費助成金、地域環境整備支援事業補助金、地域管理共同墓地整備補助事業、住宅用太陽光発電システム設置補助金、多度津町地域猫活動支援事業補助金、浄化槽管理補助金、コンポスト助成金でございます。

このうち、令和3年度予算額の多い5件につきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金、令和3年度予算額が845万9,000円、令和2年度決算額が1,004万8,000円でございます。次に、住宅用太陽光発電システム設置補助金、令和3年度予算額が280万円、令和2年度決算額が210万円でございます。次に、多度津町地域猫活動支援事業補助金、令和3年度予算額が189万円、令和2年度決算額が142万5,314円。次に、犬及び猫の不妊・去勢手術費助成金、令和3年度予算額が45万円、令和2年度決算額が42万円でございます。最後に、コンポスト助成金、令和3年度予算額が13万円、令和2年度決算額が13万8,651円となっております。

以上でございます。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

次に、高齢者保険課でございます。

対象事業は3件で、高齢者労働力活用事業補助金、令和3年度予算額2,076万4,000円、令和2年度決算額2,076万4,000円。老人クラブ活動補助金、令和3年度予算額117万6,000円、令和2年度決算額117万6,000円。介護保険サービスに係る利用者負担減額措置事業補助金、令和3年度予算額7万円、令和2年度におきましては実績はございません。

以上でございます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

次に、健康福祉課でございます。

次の、23の補助金等がございます。

地域福祉医療団体助成金、法人後見事業費補助金、遺族会補助金、障害者住宅改造促進事業補助金、身体障害者の会補助金、中讃聴覚障害者協会補助金、子ども・子育て支援事業補助金、保育所等整備補助金、施設運営費補助金、社会福祉法人事業補助

金、保育体制強化事業費補助金、保育士確保対策補助金、副食費補助金、保育対策総合支援事業補助金、保育士就職一時金、子育て世帯への臨時特別給付金、新型コロナ対策子育て支援給付金、子育て世帯生活支援特別給付金、地域活動連絡協議会補助金、骨髄等移植ドナー支援事業助成金、新型コロナ対策出産育児応援特例給付金、新型コロナウイルスワクチン接種事業医療機関協力金、医療機関等新型コロナウイルス感染症対策慰労金でございます。

このうち、予算の大きいものは、順に、子ども・子育て支援事業補助金、令和3年度予算額3,941万7,000円、令和2年度決算は3,878万6,869円。次に、保育所等整備補助金、令和3年度予算額2,852万1,000円。こちらの事業は今年度開始の事業のため、令和2年度実績はございません。子育て世帯生活支援特別給付金、令和3年度予算額1,900万円。こちらはコロナ関連の臨時給付のため、令和2年度決算は0円でございます。施設運営費補助金、令和3年度予算額578万円、令和2年度決算585万7,000円。新型コロナウイルスワクチン接種事業医療機関協力金、令和3年度予算額530万円、こちらもコロナ関連の臨時給付のため令和2年度決算は0円でございます。

以上でございます。

建設課長（三谷 勝則）

次に、建設課でございます。

対象事業は5件で、多度津町老朽危険空き家除去事業補助金、令和3年予算額1,600万円、令和2年実績1,581万2,000円。浄化槽設置整備事業補助金、令和3年予算額1,489万2,000円、令和2年実績1,456万円。民間住宅耐震対策支援事業補助金、令和3年予算額1,250万円、令和2年実績180万円。がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金、令和3年予算額518万5,000円、令和2年実績はございません。民間危険ブロック塀撤去支援事業費補助金、令和3年予算額は事業が終わっておりますので、ありません。令和2年実績、230万4,000円。

以上でございます。

産業課長（谷口 賢司）

続いて、産業課でございます。

産業課の対象事業は58件でございます。

対象事業は、香川園芸産地活性化基盤整備事業補助金、多面的機能支払交付金、さぬき讚フルーツ生産拡大事業費補助金、新規就農・経営継承総合支援事業費補助金、J A多度津町農業振興会補助金、オリーブ生産拡大推進事業費補助金、農地集積補助金、有害鳥獣侵入防止柵等設置事業補助金、中山間地域等直接支払交付金、多度津町地域農業再生協議会補助金、経営転換協力金、農業経営力向上支援事業補助金、みんなで守る地域農業支援事業費補助金、物産展等出展支援補助金、農業近代化資金利子補給補助金、生活研究グループ連絡協議会補助金、農地適正管理費補助金、農業共済組合補助金、農業機械銀行運営補助金、狩猟免許申請手数料等補助金、農業経営基盤

強化資金利子助成金、多度津町土地改良区運営補助金、多度津町土地改良区単県事業補助金、土地改良事業費借入れ償還金、多度津町土地改良区町単独事業補助金、水産振興事業補助金、漁場・海面・海浜清掃事業補助金、内水面環境整備事業補助金、多度津地区淡水魚養殖組合補助金、漁場環境保全事業補助金、漁業近代化資金利子補給補助金、淡水魚養殖等事業補助金、地域を支える集落営農推進強化事業補助金、グリーンツーリズム推進事業費補助金、新規就農者サポート事業補助金、かがわの水田農業競争力強化対策事業費補助金、みんなの6次化応援事業費補助金、多度津消費者友の会補助金、多度津町企業立地促進助成金、多度津町創業支援補助金、多度津商工会議所運営補助金、多度津町産農水産物を活用した商品開発事業補助金、産業振興支援補助金、多度津商業協同組合補助金、チャレンジショップ補助金、町融資制度利子補給金、コロナ対策長期資金利子補給金助成金、中小企業融資保証料補給金、事業者持続化支援金、感染症対策補助金、農漁業者所得安定対策補助金、営業時間短縮協力金、プレミアム付商品券発行助成金、休業要請等協力金、セーフティーネット保証等活用助成金、新型コロナウイルス感染症対応商業協同組合助成金、町農水産物を活用した新商品開発事業補助金、農業漁業者持続化支援事業給付金、計58本でございます。

令和3年度の予算の大きい順に5つ報告致します。

まず、一番大きいのがプレミアム付商品券発行助成金、令和3年度予算が5,602万円でございます。令和2年度実績が4,300万円でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症対応の交付金事業でございます。2番目が多度津町企業立地促進助成金でございます。令和3年度予算額が4,270万円、令和2年度実績が4,912万2,000円でございます。3番目が、こちらもコロナ関係の交付金事業でございますが、事業者持続化支援金、令和3年度予算額が3,500万円でございます。令和2年度は実施しておりませんのでゼロでございます。続きまして、4番目です。こちらも新型コロナウイルスの交付金関連事業です。営業時間短縮協力金、令和3年度予算額が1,700万円、令和2年度は実施しておりませんのでゼロでございます。最後に、5番目でございます。多面的機能支払交付金、令和3年度の予算額が1,557万円、令和2年度実績が1,493万3,956円でございます。

以上でございます。

消防長（阿河 弘次）

次に、消防本部でございます。

対象事業は2件で、分団交付金、令和3年度予算額42万5,000円、令和2年度におきましては実績はございません。これは、コロナ禍により事業を中止したためでございます。水難救済会補助金、令和3年度予算額10万5,000円、令和2年度の決算額は10万5,000円でございます。

以上でございます。

教育課長（竹田 光芳）

次に、教育課でございます。

対象事業は20件ございます。

奨学金、各種競技審査会参加補助金、進路指導対策補助金、修学旅行等延期及び中止に係る経費補助、副食費補助金、緊急保全対策事業費補助金、文化財保存会補助金、婦人連絡協議会補助金、子供会育成連絡協議会補助金、町内幼・小・中学校人権同和教育研究会補助金、各種保存会補助金、PTA連絡協議会補助金、木彫研究会補助金、ボーイ・ガールスカウト育成会補助金、自治公民館整備事業補助金、町青少年健全育成町民会議補助金、成人式レンタル衣装キャンセル料、多度津町スポーツ少年団補助金、体育協会補助金、学校給食安定供給支援事業補助金、以上20件でございます。

令和3年度の予算が大きい5件について、本年度補正予算及び繰越し事業も含めて報告させていただきます。

まず1点目、奨学金、令和3年度予算額118万8,000円、令和2年度実績83万1,600円。続いて、各種競技審査会参加補助金、令和3年度予算額80万円、令和2年度決算額5万6,208円。緊急保全対策事業費補助金、補正予算がございました。合計500万円。令和2年実績126万4,000円。文化財保存会補助金100万円、令和2年実績100万円でございます。最後に、成人式レンタル衣装キャンセル料繰越し事業でございます。予算額800万円、令和2年度実績は0円でございます。

以上でございます。

総務課長（泉 知典）

最後に、総務課でございます。

土地開発公社補助金、防犯灯設置補助金、丸亀・善通寺・多度津地区防犯協会補助金、離島栈橋補助金、防犯カメラ設置補助金、原爆被害者の会丸亀支部運営補助金、公共交通運行特別支援金、交通安全を守る会等補助金、交通安全対策協議会補助金、高齢者交通安全協議会補助金、特別定額給付金、防災士育成支援事業補助金、家具類転倒防止対策促進事業補助金、以上の13件でございます。

このうち、令和3年度の予算が大きかったもの順で、1番が土地開発公社補助金、令和3年度予算額が384万2,000円、令和2年度実績で361万9,628円。2番目が防犯灯設置補助金、令和3年度予算が100万円、令和2年度実績で86万2,000円。3番目が丸亀・善通寺・多度津地区防犯協会補助金で令和3年度予算額が99万円、令和2年度実績は80万8,000円。4番目が離島栈橋補助金で令和3年度予算額が84万円、令和2年度実績が84万円。5番目が防犯カメラ設置補助金で令和3年度予算額が50万円、令和2年度実績が29万6,000円ございました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

大変ご苦労さまでございました。

今のご答弁頂いた各事業は、見直しをしつつも必要と判断されての決定でありましょう。本来であるならば、年度年度で区切りをつけて全てゼロベース、すなわち御破算とした上で、改めて1円から積んでいくことが肝要だと呈しておきます。

最後、私からお話ですが、言い古された言葉ですが、中国の礼記に、入るを量りて出ざるをなすという言葉があります。上杉鷹山翁は、これに従って藩財政の立て直しに当たり、総収支勘定を明らかにする情報公開を行い、藩全体で徹底した整理と殖産を行いました。来年度以降の予算編成においては、ぜひ礼記のこの言葉を思い出して下さい。ちなみに米沢藩を立て直した根本精神、自助・共助・公助、この三助も実は上杉鷹山翁の治世の方法として知られております。

先ほど発表、報告頂いた助成金関係、これの明細を委員会の時に、ぜひ議員全員にお配り願ったらと思います。

それから、私の手元に頂いておった資料、数字が一部違っておりますので、それも整合して頂いた上でお願いをしたいと思います。

以上で、9番 小川 保の質問を終わります。有難うございます。

総務課長（泉 知典）

失礼します。先ほど私が小川議員の答弁した中で、一部間違いがございましたので、ここで訂正させて頂きたいと思います。

質問2番目の町監査委員より提出された令和2年度多度津町財政健全化判断比率に係る審査意見書の内容というお問合せのところで、私は9月の「総務委員会」で報告されたと申し上げましたが、これは間違っておりました。申し訳ありません。9月の「本会議」で報告されております。訂正させて頂きたいと思います。誠に申し訳ありませんでした。

以上でございます。

議長（村井 勉）

これをもって9番 小川 保 議員の質問を終わります。

それでは、これにて今日の一般質問を終了致します。

本日の日程は全て終了致しました。

これにて散会を致します。

次回は、明日午前9時より一般質問を行いますので、よろしくお願い致します。

長時間お疲れでございました。

散会 午後3時29分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和 3 年 12 月 8 日
第 4 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局 長

書 記